

イギリス私法体系が二〇世紀初頭の中国社会に与え
た社会的影響

(課題番号 13630102)

平成 13 年度～平成 15 年度科学研究費補助金基盤研究(C)(2)
研究成果報告書

平成 16 年 5 月

研究代表者 本野 英一
(早稲田大学・政治経済学部・教授)

平成 13 年度～平成 15 年度科学研究費補助金基盤研究(c)(2)
研究成果報告書

目 次

はしがき	i
民国初期中国に於ける外国人社会の役割	1
民国初期中国の投資環境をめぐる中英関係	16
在華イギリス籍会社登記制度と英中、英米経済関係、1916～1926	33

はしがき

当該年度の研究費を得ての研究活動は、イギリスが香港、上海租界で営業活動を行なう自国企業の資産を保護するために 1880 年代に導入した会社登記制度を利用する中国人、非イギリス人（特に日本人とアメリカ人）の活動が中国社会並びに、当のイギリス当局にいかなる衝撃を及ぼしていたのかを明らかにすることに重点を置いて進められた。

イギリスの会社登記制度が旧中国社会に、絶大な衝撃を及ぼした理由は、その中に株主の有限責任制が含まれていたからである。払込資本金以上の債務補償責任を免除する考案、制度化されたというこの制度は、産業革命の進展に伴って企業者、大衆投資家の資産を債権者から保護するために、中国の商人、官僚に甚大な衝撃を及ぼした。なぜなら明代以来中国商人の世界では、事業組織は全て出資者の無限責任を大前提に成立していたからである。自己の財産を分割し、事業組織への払い込み資金とそれ以外に分割しておけば、万一倒産の憂き目に遭っても一文無しになる恐れがなくなる。しかし、この夢のような特権に与るためには、在華イギリス商人と手を組まなくてはならない。しかも、この特権が有効なのはイギリスの治外法権が有効な香港や条約港租界内部に限られる。これが、清末以来の中国社会で香港と条約港租界内部のみに近代企業が繁栄した究極の原因であった。

この秘密を嗅ぎつけたのは、当初は在華イギリス商人と雇傭取引関係を結んだ一部の中国人のみであった。彼らは、香港や条約港租界での教育、労働経験あるいは英語圏諸国での留学を通して英語を学び、西洋社会での流儀を身に付けた新しい世代の中国人である。当時の史料は、彼らを「英語を話す中国人」と呼んでいる。

香港と条約港租界に於けるイギリス会社登記制度にこめられた株主の有限責任の威力に気が付いたのは、「英語を話す中国人」だけではなかった。日本人やアメリカ人を筆頭とする非イギリス人もこの制度に依拠して自分たちが設立した会社組織を香港政庁、上海イギリス総領事館内に設立された登記所に登記申請し、イギリス籍有限責任会社に認定してもらった上で営業活動をしていたからである。このような現象が起こった理由は、イギリス私法体系を無効にするべく日清戦争以降の歴代中国政府が試みた、中央集権国民国家体制の樹立とそこでの私法体系の導入が悉く失敗してしまったからである。

その結果、在華イギリス人と結託した「英語を話す中国人」、あるいは非イ

ギリス人は、自らの資産を保護するためには、自分たちの設立した会社を「イギリス籍有限責任会社」に登記認定して貰う以外に方法はなかったのである。しかし、この方法には大きな制度的難点があった。「イギリス籍有限責任会社」を設立経営した「英語を話す中国人」、非イギリス人経営者は、株主の有限責任規定を利用して債権者からの追及を躲けておきながら、イギリス会社登記制度が義務づけていた財務監査を受けようとしなかったからである。彼らは乱脈経営を続け、倒産するたび毎に在華イギリス領事裁判所、香港及び上海イギリス最高法廷は、こうした会社を相手取って中国人債権者が起こした債権回収訴訟の処理をめぐって困難な立場に立たされることになったのである。

本研究は、こうした立場に置かれることに堪え切れなくなった、在華イギリス当局が書き残した膨大な領事報告文書の分析によって株主の有限責任を中国にもたらした、イギリス会社登記制度に象徴されるイギリス私法体系が 20 世紀初頭の中国社会に及ぼした衝撃を明らかにすることを目的としている。この問題に関して在華イギリス当局が書き残した文書記録は、ロンドンにあるイギリス国立公文書館 (the national archive) に保管されているイギリス外務省領事報告 (FO228, FO671) 中の 6 冊の関連文書 (FO228/3225~3226、3230-3232、FO671/448) に収められている。この膨大な文書に関連した史料は、上海で発行された有力英文週刊誌、『ノース・チャイナ・ヘラルド』に掲載された記事及び裁判記録である。

本研究は、これら英文史料の分析を中心に進められた。その結果明らかになったことは、中国におけるイギリス帝国主義の衰退過程に新たな光を当てることになった。すなわち、イギリス私法制度は旧中国社会の商業秩序崩壊をもたらしただけでなく、在華イギリス当局にとっても制御不可能な、非イギリス人の設立経営した偽装イギリス籍会社の増加をもたらしていたということである。そのため、第一次世界大戦勃発以降、イギリス政府は在華イギリス外交官、香港政庁等と合同して、中国人、非イギリス人が「イギリス籍有限責任会社」を設立登記でいないように制度改正を進めていった。その経緯は、見方を変えれば、イギリス人の中国社会に対する影響力の縮小過程であると見做すことが出来る。在華イギリス人も「英語を話す中国人」も互いの協力を必要としながら、それが出来なくなっていく。これこそが、第一次世界大戦を契機とするイギリス帝国主義の衰退過程であったのである。

本報告書は、こうした成果を 3 編の学術論文とその一つの要約である、口頭

発表記録によって構成されている。この他にも、上記文書を手に入る為の取材旅行の過程で、筆者はケンブリッジ大学図書館所蔵のジャーディン・マセソン商会文書を探索し、その中から本研究の出発点となった旧稿改訂に必要な史料を見つけ出すことにも成功している。しかし、その成果は今月末に名古屋大学出版会から刊行される著書に収録されることになっているので、重複を避けるために、ここには採録していない。

本研究の骨子となった3編の学術雑誌論文の内容は、まず第1論文で研究成果の概観を提示した後、第2論文で第一次世界大戦以降の中国においてなお、存続し得た中英合辦事業が如何に例外的な存在であったのかを、失敗に終わった二つの合辦事業計画の事例を通して明らかにする。その成果から、我々はイギリス私法体系に代わり得る法体系を作成しながら、それが完全に機能していなかった当時の中国社会の現実をかいま見ることに成功している。そして、最後の第3論文は、独自の法体系を設立機能させることに失敗していた民国初期の中国に対する経済的影響力を自ら放棄せざるを得ないところに追い込まれていったイギリスの姿を会社登記制度の改正過程を通して明らかにしている。

いずれも、これまでの中英関係史では全く知られていなかった歴史的事実であるとともに、この時代の両国関係の歴史的特質に新たな光を当てた成果になったと信じている。

【研究組織】

- 研究代表者 本野英一 早稲田大学政治経済学部教授
- 研究分担者 (無し)

【研究経費】

平成13年度	800千円
平成14年度	700千円
平成15年度	500千円
合計	2000千円

【研究業績】

学術論文

1. 「民国初期中国における外国人社会の役割」(『歴史評論』644号、2003年12月)

2. 「民国初期中国の投資環境をめぐる中英関係—二つの合辦事業計画案の分析を中心に—」(『東洋学報』発表予定)
3. 「在華イギリス籍会社登記制度と英中、英米経済関係、1916～1926」(『早稲田政治経済学雑誌』発表予定)

口頭発表

「在華イギリス籍会社登記制度と英中、英米経済関係、1916～1926」2003年度政治経済学・経済史学会秋季学術大会自由論題報告 2003年10月18日

出版物

『伝統中国商業秩序の崩壊—不平等条約体制と「英語を話す中国人」—』(名古屋大学出版会 2004年近刊予定) 第I部

民国初期中国に於ける外国人社会の役割

—香港・上海のイギリス籍有限会社登記制度を中心に—

筆者に与えられた課題は、一国のなかに存在する外国人社会の意味・役割を、民国初期中国の事例に即して検討することである。中国近現代史に於いて、外国人社会が果たした役割の重要性については贅言を要しない。十九世紀後半から一九九七年の香港・マカオ返還まで、中国史上最大の文明的衝撃を与えた外国人社会とは、治外法権を認められた条約港社会を築き上げたイギリス人社会であった。居住者数でこそ第一次世界大戦期に日本人に追い抜かれたとはいえ、在華イギリス人の重要性は、一九九七年七月一日の香港返還に至るまで一貫して変わることがなかった。

にもかかわらず、一九七〇年代以来の中国近代史研究は、在華イギリス企業が、内地航運企業のような一部の例外を除いて中国社会経済を牛耳ることは遂に無かったとことを一致して強調している。数量経済史的観点から見れば、在華外国人社会が中国の社会経済全体の中で占める比重は限られていたことは否定できない¹。

しかしこれは、一八六〇年代から八〇年代にかけての一時的な現象を過大評価しただけにすぎない。確かにイギリス人が条約港社会を建設した目的は、中国との「自由貿易」と、本国での生活習慣の維持にすぎなかった。それでも、条約港社会が中国社会に甚大な文明的衝撃を与えたという現実には変わりはない。こう断言できる理由は、中国社会がイギリス社会と全く異質な原理で成り立っていたからである。より具体的に言えば、私有財産と契約の保護を前提とした権利と義務の応酬で成り立つ社会の制度、価値観、行動様式には、儒教的価値観に裏打ちされた中国社会に対して破壊的な威力が備わっていたからである。

それではイギリス社会の制度、価値観、行動様式を中国に持ち込んだのは誰か。それは、条約港社会に暮らす中国人であった。世にいう「西洋の衝撃」は、在華外国人ではなく、彼らと生活の場を共有していた中国人がもたらしていたのである。

条約港社会で暮らしていた中国人は、外国人社会の何から「衝撃」を受けていたのだろうか。まず考えられるのは、条約港社会に暮らす上層外国人のまばゆいばかりの消費文化と高い医療衛生水準であった。しかし、それは社会的

に成功した中国人でも享受実現可能であった。それよりはるかに重要であり、当時の中国人にとって実現困難だったのは、イギリス人が軍事力にものをいわせて清朝政府に認めさせた一連の「不平等条約」の無効化であった。そこには、中国社会に根本的に欠如していた要素が含まれていた。

筆者がこれまでの研究²で明らかにしてきた通り、イギリスが中国に持ち込んだ「不平等条約」体制には、私有財産の保護と契約の履行を行なう制度とその執行機関が含まれていた。これが、中国の伝統的経済秩序に対する破壊的威力を発揮するようになったのは、一八八〇年代以降のことである。その原因は、香港と上海租界内部でしか効力を発揮できなかったイギリスの私法体系を利用する条約港社会に住む中国商人が増加したためである。彼らは、在華イギリス人実業家、弁護士と結託して偽装イギリス籍有限会社を設立し、香港で登記手続きを済ませた後は、香港政庁の法管轄権外である中国本土で事業活動を行ない、自らの財産を守るようになった。

こうした偽装イギリス籍有限会社が経営危機に陥り、中国人債権者が偽装イギリス籍有限会社の経営者、株主を相手取って民事訴訟を起こす度毎に、在華イギリス裁判所は厄介な立場に置かれることになった。偽装イギリス企業に出資し、これを経営する中国人の資産を守るために中国人債権者の請求を却下すれば、当時盛り上がっていた反英ナショナリズムの火に油を注ぐことになる。かといって、彼らが中国人債権者の側に立って偽装イギリス籍有限会社経営者の資産を差し押さえるか、あるいはこうした最悪の事態を回避するべく財務監査を実施しようとするれば、彼らは資産を治外法権の及ばぬ条約港租界の外へと逃亡してしまい、逆に債権者の軽べつと不信を買うだけだったからである。

このような事態は、在華イギリス当局はもとより、中国政府にとっても好ましいことではなかった。清朝政府は、イギリスの治外法権制度を利用する中国人の続出を阻止しようとして、日清戦争敗戦直後から様々な政策を試みたが、それらは悉く失敗し、遂に辛亥革命を迎えた。同時に在華イギリス政府当局も、香港、上海租界でイギリス籍有限会社として登記資格を持つ企業の資格を厳格にし、経営者の経営責任を厳しく追及できる制度を「一九一五年枢密院令」として発令した。

それでは、偽装イギリス籍有限会社を設立登記していた中国人は、在華イギリス当局によるこの措置に如何なる対応を示したのであろうか。本稿は、「一九一五年枢密院令」発効後もなお残る偽装イギリス籍有限会社に対するイギリス

ス政府当局の対応を明らかにすることを第一の課題とする。第二に、第一次世界大戦期から国民革命前夜にかけての時期に、在華イギリス企業と密接な関係を持ち、偽装イギリス籍企業とも深く関わっていた中国人の具体例を示すことである。

これまでに明らかにしてきたように、一八八〇年代以来の条約港社会で、「不平等条約」体制を自らの所得資産保護に利用していたのは、西洋社会での留学体験もしくは、条約港社会で高等教育を受けた「英語を話す中国人」であった。彼らの姿を記した史料自体が稀だった清末段階とは対照的に、民国期になると「英語を話す中国人」のより鮮明な姿を伝える史料が多くなって来る。なぜならこの時期の「英語を話す中国人」の主流が、国政や中英経済関係にも大きな影響を及ぼす地位に上り詰めてくるからである。

筆者は、一九二〇年代初頭のイギリス外務省領事報告（FO228）のあるファイルの中から、この時期の主だった「英語を話す中国人」のプロフィールを発見した³。この史料に基づいて民国期の「英語を話す中国人」をイギリス側がどのように見ていたかを明らかにしたい。そして最後は、幻に終わったある中英合弁企業の設立交渉を素材にして、国民革命前夜の中国に於いて在華イギリス人を「英語を話す中国人」がどのようなイメージで把握していたのかについて若干の考察を試みたい。

なお本稿は、平成13～15年度文部科学省科学研究費基盤研究（C）「イギリス私法体系が20世紀初頭の中国社会に与えた社会経済的影響」の支給を受けた研究成果の一部である。

一 偽装イギリス籍企業の弊害とイギリス当局の対策

香港で登記手続きを行なう偽装イギリス籍企業に対してイギリス政府が警戒心を募らせるようになったのは、十九世紀末からのことである。一八九八年にソールズベリ首相は、在華イギリス外交官に対して、取締役、株主の過半数がイギリス国籍保有者であり、同じく資本金の半分以上がイギリス国籍保有者のそれでない限り、イギリス法の保護対象に認定してはならないという通達を発した。

しかし、この通達は実行困難だった。その原因は、船舶登録制度の不備に由来する。当時のイギリス商船条例第一条(d)項規定は、香港政庁の法管轄圏内で事業活動を行なう企業ならば、たとえ取締役、株主の過半数がイギリス国籍

保有者でなくともイギリス籍企業と登記認定され、所有船舶の登録も認めていた。この頃の中国には外国船舶を保護する船舶保護法が存在しておらず、こうした状況下でイギリス船籍を獲得しておかなければ、中国本土の内陸水系を航行する船舶の中に、イギリス法の保護適用対象となりえないものが出る恐れがあったからである。さらに、香港で登記手続きを済ませた取締役、株主の過半数が非イギリス国籍保有者からなる企業による船舶登録申請を一律に拒めば、そこにはフランスやアメリカ企業も含まれているから、今度はフランスやアメリカ領土内で事業活動を行なうイギリス企業の船舶登録申請が、報復として拒否される可能性が生じてしまうことも危惧された。このような理由から、香港政庁はいかなる企業であっても、登記申請があれば、これをイギリス籍有限会社として認定しないわけにはいかなかったのである。

香港政庁にイギリス籍有限会社と認定して貰えばこっちのもので、会社を設立した中国人や非イギリス系外国人実業家は、香港政庁による財務監査を逃れるために、事業拠点を中国本土の条約港租界に移し、そこで乱脈経営の限りを尽した。そして経営が破綻すると、今度はイギリス法の保護を受けられる立場を利用して債権者の追及を逃れようと図った。あるいは破産した中国人債務者からの債権回収に際しては、イギリス担保物権法の先取特権規定を利用して自己の債権の優先的確保を行なったのである。事態を憂慮した在華イギリス当局は、対策に乗り出した。

まず香港立法評議会は、一九一〇年に本国の会社登記法に準拠した「会社法令」の検討に着手し、翌年これを採択した（以下これを「香港会社法令一九一一」と記す）。「香港会社法令一九一一」の特徴は、イギリス籍有限会社の経営者の株主に対する債務補償責任を厳格化したことにある。経営が悪化した在華イギリス籍企業の経営者は、自らの経営に落ち度がなかったことを株主に証明することを義務づけられたため、それまでのように在華イギリス弁護士事務所と結託して株主や債権者の追及を握りつぶしてしまうことができなくなった⁴。

これに続くのが、本国政府による「一九一五年枢密院令」の発布である。「一九一五年枢密院令」は「香港会社法令一九一一」を上海租界にも適用し、香港政庁の会社登記所の支部を上海総領事館にも設置し、香港との間で登記書類の正本と副本を交換することを規定した。イギリス籍会社に認定される条件として、一八九八年のソールズベリ通達に従って、取締役、監査役の過半数以上がイギリス人であり、社主、清算人、受取人は全員がイギリス人であることが義

務づけられた。登記認定された在華イギリス籍有限会社は、登記先によって“Hong Kong China Company（本稿では便宜上これを「香港登記イギリス企業」と表記する）”と、“China Company（同じく「上海登記イギリス企業」と表記する）”と分類された。そしてこの二種類の在華イギリス企業に対する解散命令を含む法管轄権は、香港最高法廷並びに上海イギリス最高法廷が相互に補完することが定められた⁵。

この一連の措置にもかかわらず、偽装イギリス籍企業の弊害は一向になくならなかった。イギリス外務省領事報告には、第一次世界大戦期から四・一二クーデター直前にかけての時期に関する「会社登記制度」と題する三巻のファイル及びその補足ファイルが存在する（FO228/3230-3232, FO671/448）。その中には、「一九一五年枢密院令」発令後に在華イギリス政府当局の摘発を受けた偽装イギリス籍企業の実例が記されており、そこから在華イギリス籍有限会社の登記制度を利用して資産保護を目論む「英語を話す中国人」の実態を知る手掛かりを得ることができる。ここではその具体例を三つ紹介する。

① China United Assurance Society Limited 同社は、中国に保険会社の業務を監査統制する法制度が全く整備されていないことにつけ込んで、中国人が設立した偽装イギリス籍会社である。設立の発端は、一九一〇年の「ゴム株式恐慌」で倒産した何軒かの銭荘業者とある在華外国企業の中国人従業員が設立した「延年公司（the Home Life Assurance Co.）」である。同社の乱脈経営を阻止する法制度が欠如していたため、乱脈経営によるその倒産は当然であった。「延年公司」は、一九一六年から一九一七年初頭にかけて倒産したらしく、その後結成されたのが China United Assurance Society Limited である。

China United Assurance Society Limited 設立に危惧を抱いた元イギリス総領事、ヒューズ（A. J. Hughes）は、北京政府農商務部に対して生命保険会社の財務監査を義務づける法律の必要性を指摘し、これに従って農商務部は彼を名誉相談役に迎え、法案作成に着手した⁶。しかし、袁世凱政権崩壊直後の北京政府には、中国籍外国籍を問わず保険会社の業務監査を規定する能力は無く、そのため一九一五年から一九一八年にかけてろくな資金的裏付けのない火災海上保険会社の設立登記を許すことになった。表一（第3論文表一と同一）はこうした会社の名前、払込資本金、発行株式数を記したものである。

資金力のない火災海上保険会社対策として香港政庁は、一九一五年に出された法令によって登記所に十万両もしくはこれに相当する担保を預託金として提

出させて最低限の金融的裏付けを義務づけることができた。ここで問題となったのは、「上海登記イギリス企業」と登記認定された火災海上保険会社に対して、同じような業務命令が出せるかどうかを「一九一五年枢密院令」が全く規定していなかったことである⁷。これが後述する「一九一九年枢密院令」発令の動機の一つとなった。

「金星水火保険有限公司 (Venus Fire & Marine Assurance)」 中国人が設立した偽装イギリス籍保険会社の典型として、在華イギリス当局から目の敵にされたのが、金星水火保険有限公司である。同社は、唐紹儀とその友人等が設立した偽装イギリス籍有限会社、「金星人壽保險公司」の子会社であった。表二は、親会社である「金星人壽保險公司」の定款に記された同社の取締役名簿である。同社が「一九一五年枢密院令」の規定を満たしていないことは一目瞭然である。「金星水火保険有限公司」の取締役七名中イギリス人は四名、残る三名は中国人であったという。しかし上海イギリス総領事館のその後の調査で、「イギリス人取締役」も中国人であることが判明している。恐らく彼らは

表二 金星人壽保險有限公司取締役名簿

役職名	人名
総 董	唐紹儀
副総董	慮 信
総 理	易次乾
協 理	張平夫
董 事	楊小川、慮信、胡朱廉、唐紹儀、唐文治、易次乾、彭光瑩、李経方、趙鳳昌、張平夫、丁寶栓、鐘文耀、李茂之
監 察	曾望雄
総稽核	李茂之
営業部総司理	魏小輔
総経理	俞子章
稽察員	胡子晉
経理稽査員	劉少溥
調査員	楊子衡

出典：FO228/3230 金星人壽保險有限公司章程

香港もしくはシンガポール籍の華人だったと推定される⁸。

同社の登録国籍が問題となったのは、一九一七年六月二六日に、中国人債権者が同社を相手取って民事訴訟を起し、中国側地方裁判所が漢口イギリス租界にある同社社屋を差し押さえる判決を下したからである。これに対抗して同社は、自社が「上海登記イギリス企業」である「金星人壽保險公司」傘下であり、イギリス籍裁判所の法管轄下にあると主張して、中国側地方裁判所に対して差し押さえ措置の撤回して貰うよう漢口イギリス領事館に依頼した。

しかし、漢口イギリス領事館はこの依頼を拒絶した。その理由は、「金星水火保險有限公司」「金星人壽保險公司」の銅版銘盤には「中国」という文字があるが、イギリス籍であると表示していない。「金星水火保險有限公司」の広告にも「愛国同胞」という語があるが、正真正銘の在華イギリス籍企業は、このような言葉を広告の中に絶対使わない。また、同社の経営者は上述の通り全員中国人もしくは華人であり、資本金も全て中国人の財産であったからである⁹。結局イギリス領事館の保護拒否にあった同社は、一九一八年十月五日に自主解散に追い込まれ、この事件は落着いた¹⁰。

③The Hoong On Steamship Co. Ltd. 同社は一九一〇年二月七日、設立登記された「香港登記イギリス企業」である。しかし一九一二年時点で合計三千株だった同社の発行株式中、イギリス人株主が保有していたのは一二〇株に過ぎず、残りは中国人株主（主に虞洽卿）と非中国人株主が保有していた。また、同社の経営取締役は、「一九一五年枢密院令」の効力が及ぶ条約港租界外に居住していたことも判明した。いずれも「一九一五年枢密院令」によってイギリス籍有限会社として登記認定される基準を満たしていなかったことは明白である。同社は、自社が保有する、旧ドイツ船籍の二隻の蒸気船を、同社と全く同じ株主から構成される「上海登記イギリス企業」への移管することと、漢口イギリス租界への同社の土地割り当てを上海イギリス総領事館、漢口イギリス領事館に申請し、拒否された¹¹。

この三つの事例が明らかにしたことは、「上海登記イギリス企業」、「香港登記イギリス企業」のいずれであれ、その経営業務を掌握している人物がイギリス国民であり、しかもイギリス法の効力の及ぶ範囲内に居住していなければ「一九一五年枢密院令」は意味をなさないということであった。「一九一五年枢密院令」の欠点を是正したのが、一九一九年十月九日に発令された枢密院令である（以下、「一九一九年枢密院令」と略）¹²。

「一九一九年枢密院令」は、在華イギリス籍企業に対してこの枢密院令が効力を発する香港並びに条約港租界に居住するイギリス国籍保有者のみを業務取締役にすることを義務づけた。これに違反した会社並びにその経営者、取締役は違反期間中、一日当り五十ドルの罰金、さらにこれに従わなければ解散命令が出ることを明記した。さらに火災海上保険会社規定を「香港登記イギリス企業」のみならず「上海登記イギリス企業」にも適用することも規定した。これによって中国人による偽装イギリス籍有限会社の設立登記に歯止めがかかり、以後中国人は在華イギリス人実業家の主導下でしかイギリス籍企業の設立登記ができないようになった筈であった。

しかし、その後も中国本土でのイギリス法の保護を求めて「上海登記イギリス企業」に登記認定されるよう申請する中国企業はその後も跡を絶たなかった。その典型例が、中華商業儲蓄銀行〔The National Commercial and Savings Bank〕と広東銀行（The Bank of Canton）である。いずれも香港で設立登記された銀行で取締役は全員中国人であり、株主の過半数も中国人である。表三（第3論文表五と同一）は、その取締役の氏名住所である。

両銀行は、香港政庁から許可されなかった銀行券発券業務を中国本土で行なう事業拠点を確保すべく、漢口イギリス領事館に登記されてあったロシア人の居留地保有、中国人の保有用にとってある土地家屋の借用を申請して、イギリス領事館の拒絶にあっている¹³。

二 民国期の「英語を話す中国人」

前節から明らかな通り、在華イギリス政府当局が如何に取締りを強化しても、中国本土でイギリス籍有限会社として登記認定されることを目論む中国人実業家、あるいはその中国人株主は、一向なくならなかった。その最大の理由は、辛亥革命後の中国の政局が極めて流動的であり、企業資産を保護する法制度が安定していなかったからである。

こうした政治情勢は、在華イギリス企業にとっても極めて憂慮すべきものであった。清末同様、在華イギリス企業が中国で安定した事業活動を行なうためには、信頼できる中国人の協力が不可欠であった。特に袁世凱政権崩壊後の流動的な政治状況下にあっては、政治的影響力の大きな「英語を話す中国人」の協力が不可欠であった。とはいえ、特定個人あるいは派閥、党派に極端に肩入れすることは多大な危険を伴う。それはこの時期の日本が「新交通系」あるい

は「安福倶楽部」に肩入れしすぎ、この二つのグループが権力の座を逐われてしまった後に、大きな政治的損害を負った例が証明している通りである。

それでは在華イギリス企業は、誰の協力と強力を得ればよいのか。数多くの督軍や政治家が入り乱れ、誰が最終的な覇権を握るのかという見通しが全く立たない状況で、生き残る可能性が相対的に最も高いのは、農工業に根差し、多くの事業の雇傭や金融収益を広範囲な家族や人員に依存できるグループである。このような問題意識に基づいて作成されたのが、“Personalities in Chinese Industry”と題する作成日時不明の秘密報告書である¹⁴。この文書は、馮国璋失脚直後に作成された、有力中国人官僚政治家、実業家を派閥毎に分類し、その略伝を記したもので、一九二一年時点でのイギリス側の中国人政治家、実業家に対する認識を示すとともに、当時の政局を掌握していた「英語を話す中国人」の姿を記した興味深い史料である。

この報告書は、当時の政局動向を占う鍵となる官僚政治家、実業家を、①梁士詒グループ、②張謇グループ、③周学熙グループ、④その他に分類し、寸評をつけている。まず、梁士詒グループに属する人脈としては、梁士詒自身の他に、葉恭綽（交通部長）、周自齊（財政部長）、錢能訓（前総理）、朱執信等が含まれている。言わずと知れた「交通系」グループである。彼らについてこの報告書は、「鉄道行政に絶大な影響力を持ち、金融的にも強力であるが、工業では部分的な成功しかおさめていない。その鉄道交通支配により、貨物輸送に絶大な威力を発揮しているが、そのやり方は不健全で日増しに批判が高まっており、影響力は減退していくであろう」と記している。その証拠に、梁士詒は一九一五年から一九二一年にかけてのインフレーションによって、日本と合併で行なった工場経営で大損害を被り、国内の銀行家から疑惑の目で見られるようになり、信用と政治的影響力を失墜させていたからである。このグループの中の「英語を話す中国人」は周自齊である。しかし、彼は「愉快で、常識的な人物だが、大した能力はなく、怠け者で、お定まりの政変がない限り、主役を務めるだろう」と見られる程度の人物であった。

次は、張謇とその人脈である。南通を中心とする江北一体の綿業、農業、金融業等を支配し、独立王国の「無冠の王」ともたとえられる張謇だが、彼は今では老人であり、そのグループも必ずしも有能もしくは強力でもない。その主格が、張謇の農商務部長時代の副部長であった劉垣と、上海商業貯蓄銀行董事であった陳光甫である。劉垣は「この上なくエネルギーで常に多忙であり

ながら、頭の回転が早く大変な能率的な人間である」という評価の一方で、「他の中国人同様に破廉恥な人間である」とも記されている。彼は日本やドイツ企業と合弁事業を行なう一方で、イギリス企業とも合弁事業を行ないたがっていると記されていたが、これについては次節で紹介する。陳光甫の行状の一端については、前節で見た通りである。こうした理由からか、彼は「一時反英的であった」と記されている。

周学熙については、「堅実でいささか保守的な産業資本家であり、天津を根拠地として、江南の張謇と同等の地位を占める人物」と記されている。彼の人脉は、張謇のそれより広くない。これ以外の主要人物としては、地理学者の丁文江、副財政部長だった潘復、熊希齡、徐世昌、曹汝霖、陸宗輿の名前が挙げられている。もっとも、曹汝霖、陸宗輿の二人については、「有能な新交通系の指導者であるが、日本との協力姿勢、ベルサイユ講和会議での山東返還問題などから最早信用されていない」とも明記されている。

この文書にその名が記されている人物の共通点とは、清末段階のような、単なる買辦、商人、実業家ではなく、権力の頂点に上りつめ、時局動向を動かす得る人物であったことである。彼らの全てが、英語に堪能だったわけではない。しかし、在華イギリス企業は、こぞって彼らとの密接な人脉関係を築くことに熱心だったことは間違いない。

それでは、彼らは中国社会に向かってはどのような顔をしていたのだろうか。その業績が分かるのは、張謇グループである。張謇は、一九一三年十月から一九一五年四月にかけて農商務総長をしていた。彼は、その任期中に、公司条例、公司注冊規則をはじめとする数多くの会社登記制度、そして関連する法制度整備に尽力していたことが知られている¹⁵。本稿の課題にとって重要なのは、こうした会社登記制度を持つ中国で、なぜ多くの中国人実業家が偽装イギリス籍有限会社の設立をやめようとしなかったのか、あるいは在華イギリス企業との協力関係を望んでいたのかということである。以下、張謇グループを例に、この疑問について検討したい。

三 民国期中国社会でのイギリスイメージ

民国初期中国社会で、在華イギリス企業と「英語を話す中国人」がいかに互いを必要としていたのかを知る手掛かりは、「中英合弁事業」と記された二巻のイギリス外務省領事報告（FO228/3225-6）の第一巻目に収録されている新

華実業股份有限公司という、幻に終わった中英米合弁企業の設立をめぐる外交交渉記録である。

同社定款によれば、新華実業股份有限公司は南京及びその周辺の適当な土地に、銑鉄、鋼鉄の精錬工場を建設し、機械製造用鉄工の生産販売を行なう目的で設立された有限株式会社である。本社は北京に置かれ、資本金はアメリカドルで二〇〇万ドル、これを一株一〇〇ドルの株式二万株を発行して調達するが、株主になれるのは中国人と英米人のみで、両者が半分ずつ保有する。取締役は四名から構成され、中国人が二名、英米人が二名であり、いずれも一〇〇株以上の株主であることが義務づけられていた¹⁶。

同社のイギリス側代表は、D'Arcy Weatherbe が現地代表を務める the British American Mining Co. Ltd. であり、中国側代表は農商務部副部長を務めていた劉垣をリーダーとする中国人実業家グループであり、その後ろ盾は、張謇と陳光甫であった。同社の設立企画は、農商務部の審査を通り、実行段階に入る直前になって、the British American Mining Co. Ltd. が経営破綻を起こし、この合弁事業から撤退するという思いもかけぬ事態が起こった¹⁷。

北京のイギリス公使館とアメリカ公使館は、この会社を企画段階から全面的に支援していた立場上、the British American Mining Co. Ltd. に代わる合弁相手を探すことになり、その結果後継企業として浮上してきたのが、開灤鉱務総局である¹⁸。英米公使館側の提案に対して中国側は当初、華北の炭鉱を支配する開灤鉱務総局が、長江下流域の限られた鉱山に対しても影響力を行使すること、さらに同社の技術水準が旧式であることを理由に難色を示していたが、最終的にはこれを受け入れることになった¹⁹。

劉垣が主導する張謇グループが、この合弁事業を設立しようとした思惑は何だったのだろうか。それは彼らが、自分達の資産を北京政府に掌握されることを嫌っていたことにある。自分たちの資産を北京政府に掌握されないために、中英合弁事業を設立し、これを隠れ蓑にしようとしていたのである²⁰。

もう一つの理由は、当時急激な勢いで中国に経済進出していた日本への警戒感である。これは在華イギリス企業とも完全に利害が一致した。開灤鉱務総局の場合、日本企業が華北の秦皇島で産出される石炭を、朝鮮半島と日本に大量輸出し、さらに中国国内の鉄鋼鉱山に対して並々ならぬ野心を抱いていることに強い危惧を抱いていた。開灤鉱務総局は、これに対抗すべく、自前の製鉄製鋼所を設立し、在華イギリス利権の維持を図った²¹。この製鉄製鋼所への石炭

供給先として、当初注目していたのが、錦州北部から北西にある北票炭鉱である。ここは華北随一の歴青炭炭鉱で、第一次世界大戦勃発とともに開発調査が中断されていたが、その後京奉鉄道によって一九一八年に試掘が行われた。その後、同社は親日派の北京での暗躍により、同炭鉱の買い取りを断念したという。しかし、北票炭鉱の原所有者は、これをまだ日本企業には売却していなかった。これを知った劉垣は、新華実業股份有限公司にこの炭鉱を買い取らせようと画策し、交通部の葉恭綽の同意を取り付けていたのである²²。つまり、張謇グループは、経済的採算性よりも政治的理由からこの合併事業を推進しようと図っていたと考えられる

これとは対照的にイギリス側は、合併事業の採算性を優先させていた。開灤鉱務総局のヤング(P. C. Young)は、合併事業の採算性を確かめるべく、部下の地質学者を南京周辺にある鉱山に派遣し、地質調査を行なわせた。しかし、この地質学者はなぜか劉垣所有の鉱山の調査ができなかった²³。年明け後の調査で、劉垣所有の鉱山からの採掘はさらに二ヶ月は遅れること、しかも採掘許可は、当時崩壊寸前と見做されていた梁士詒内閣の現職閣僚の誰かを、事業に参入させない限り降りないということが判明した²⁴。

これだけでも開灤鉱務総局側の新華実業股份有限公司に対する疑念を抱くには十分だっただろう。これに加えて決定的だったのは、その後の調査によって新華実業股份有限公司による製鉄製鋼所の建設計画費用が当初の見積よりも大幅に上回ること、従って開灤鉱務総局側の支援を受けても実現不可能であることが判明したことである。さらに劉垣所有の炭鉱から採掘される石炭の品質には大した価値がないことが判明した²⁵。ここに開灤鉱務総局は、新華実業股份有限公司への参入を取りやめ、合併事業計画は幻と化した。

むすびにかえて

第一次世界大戦期から国民革命前夜にかけての中国で繰り返されていた偽装イギリス籍会社の設立登記、そして幻に終わった新華実業股份有限公司の設立交渉から浮かび上がってくるのは、当時の中国人官僚政治家、実業家がイギリスに対して持つ二つのイメージである。一つは、彼らが資産保護手段としてのイギリスの法制度に依然として強い信頼性を寄せていたということである。本稿で実証した通り、在華イギリス政府当局は、本来自国民だけを適用対象とする会社法制度を中国人が利用することを警戒し、制度改正を行なったが、それ

でもイギリス籍有限会社の地位を獲得し、イギリス法の保護を得ようとする中国人は跡を絶たなかった。その理由は、中国人有力者が自らの資産を保護する手段として、中国の法体系とその執行機関を全く信用していなかったからである。

確かに、光緒新政以来北京政府は、実業振興の名の下に多くの経済法を制定公布していた。しかし、これがどこまで効力があつたのかははなはだ疑問である。事実、北京政府関係者や有力中国人実業家グループでさえ、これを全く信用していなかったことは、新華実業股份有限公司の設立交渉が証明している通りである。彼らにとって、イギリス人が制定した法制度の法が、資産保全手段としてはるかに当てになる存在であつたことは、本稿で明らかにした事例に明らかである。

いま一つのイメージは、民国初期の中国人有力者にとってイギリスは他の列強に比べて相対的に扱いやすい存在になっていたということである。清末以来の国を挙げての西洋・日本の制度搬入の試みが悉く失敗し、混乱状態に陥つたことにつけ込んで、中国での経済利権を拡大させ始めた日本や、広東の国民革命軍を支援するソ連と比べて、イギリスの影響力は相対的には弱体化し始めていた。それでいて十九世紀後半以来の条約港租界の法制度を構築していた歴史的経緯から、中国人有力者にとってイギリスは、自らの資産を保護する手段に利用することもできれば、「反帝国主義」ナショナリズムを掲げて民衆を動員する対象にも利用できる、扱いやすい存在となっていた。そうであるがゆえに、彼らはイギリスが中国に持ち込んだ制度や、中国社会に深く浸透した「信頼できるイギリスの法制度」のイメージを徹底的に利用していたのである。ここにいう中国人有力者が、清末段階で「英語を話す中国人」と在華イギリス人に呼ばれていた人間であつたことは、今更説明の必要はないであろう。

しかし、彼らの目論見は、この時期から急速に通用しなくなつていった。民国期の「英語を話す中国人」は、自力で「頼りになる法制度」を樹立することを迫られていたのである。その後の自治風潮、上海国是会議、国民革命は、そうした彼らの心情が政治の上に反映したものと見るべきであろう。このことは、中国社会における外国人社会の役割が、「英語を話す中国人」を通じて依然として大きな影響力を持っていたことを示すものと考えられることができる。

¹Rhoads Murphy, "The Treaty ports and China's Modernization," in Mark Elvin and George William Skinner eds. *The Chinese City between Two Worlds* (Stanford University Press, 1974) idem, *The Outsiders: The Western Experience in India and China* (University of Michigan Press, 1977); Albert Feuerwerker, "The Chinese Economy, ca. 1870-1911," in John King Fairbank and Dennis Twitchett (eds.) *Cambridge History of China vol. 11* (Cambridge University Press, 1982); idem, "Economic Trends, 1912-49," in John King Fairbank (ed.) *Cambridge History of China vol. 12* (Cambridge University Press, 1983), idem, "The foreign presence in China," in *ibid.*; William T. Rowe, *Hankow: Commerce and Society in a Chinese Society, 1796-1889* (Stanford University Press, 1984); 宮田道昭「清末に於ける外国貿易品流通機構の一考察：ギルドの流通支配を中心として」(『駿台史学』五二、一九八一年三月)；劉石吉「植民都市と開港場：中国とアジアの経験」(『立命館言語文化研究』一四卷二号、二〇〇二年九月)等。

² 拙著 *Conflict and Cooperation in Sino-British Business, 1860-1911: The Impact of the Pro-British Commercial Network in Shanghai* (Macmillan, 2000)；拙稿「訴訟問題から見た清末民初の中英経済関係」(『歴史評論』六〇四、二〇〇〇年八月)；同「香港会社法令を利用する中国人とイギリス政府—『ゴム株式恐慌』前後を中心に—」(日本孫文研究会・神戸華僑華人研究会編『辛亥革命の多元構造』[汲古書院、近刊]所収)。

³ 本稿で引用するイギリス国立公文書館 (The National Archive) 所蔵の女王が版權を有する未公刊文書 (Unpublished Crown-copyrighted materials) からの引用は、同館の規定に従って、イギリス政府出版局管理官 (the Controller of Her Majesty's Stationary Office) の許可を得ていることを明記する。

⁴ 前掲拙稿「香港会社法令を利用する中国人とイギリス政府—『ゴム株式恐慌』前後を中心に—」参照。

⁵ 以上までの詳しい経緯は、前掲拙稿「香港会社法令を利用する中国人とイギリス政府—『ゴム株式恐慌』前後を中心に—」を参照。

⁶ "Chinese Insurance Companies: A. J. Hughes," *Chinese Insurance Cos., North-China Herald*, Jan. 20, 1917.

⁷ FO228/3230 "Attorney General's Chambers: Report on Ordinance No. 32 of 1917," Feb. 13th, 1918; *ibid.*, H. May to E. H. Fraser, Feb. 16, 1918.

⁸ FO228/3230 Enclosure in Shanghai Dispatch No. 415 of 23/9/18 to Peking, Sep. 16th 1918.

⁹ FO228/3230 "W. Russell Brown to Everhard Fraser," Aug. 10, 1918.

¹⁰ FO228/3230 E. H. Fraser to John N. Jordan No. 467, Oct. 30, 1918

¹¹ FO228/3230 Platt, Macleod & Wilson to H. Fraser, Jan. 25, 1918; *ibid.* Hugh Fraser to Sir John N. Jordan Nos. 57 and 58, Feb. 4th, 6th, 1918; *ibid.* John N. Jordan To FO Mar. 8th, 1918; *ibid.* John N. Jordan to H. Fraser No. 103 Mar. 11th, 1918; *ibid.* Judge's dispatch no. 8, Apr. 1, 1919.

¹² FO671/448 Legation Circular No. 2: China (Companies) Amendment Order in Council 1919, Jan. 8, 1920.

¹³ FO228/3231 Herbert Goffe to Clive No. 141, Dec. 1, 1922; No. 2, Jan. 3, 1923; *ibid.* British Legation to FO No. 33, Jan. 15, 1923; *ibid.* R. E. Stubbs to Ronald Macleay, Mar. 8, 1923; *ibid.* Macleay to FO No. 211, Mar. 29, 1923; *ibid.* S.

Barton to Ronald Macleay No. 111 with 3 Enclosures, July 20, 1923; *ibid.* S. Barton to Ronald Macleay No. 127, Aug. 3, 1923; Telegram to FO No. 255 Nov. 6th, 1923.

¹⁴ FO228/3226 Personalities in Chinese Industry (4769/21/14) date unknown, 1921.

¹⁵ 沈家五編『張謇農商總長任期經濟資料選編』（南京大学出版社、一九八七年）、周秀鸞・劉大洪「張謇任農商總長時期振興實業措置」、沈家五「張謇任農商總長時籌設商埠和發展企業的開放措施」（いずれも嚴学熙主編『論張謇—張謇国際學術研究会論文集—』〔江蘇人民出版社、一九九三年〕所収）。

¹⁶ FO228/3225 具呈新華實業股份有限公司代表陳輝德等申請、*ibid.* 新華實業股份有限公司章程、Feb. 20, 1920.

¹⁷ FO228/3225 農商部批第二二三號、一九二〇年二月十六日、*ibid.* D'Arcy Weatherbe to Miles Lampson, Mar. 20, 1920; *ibid.* D'Arcy Weatherbe to Charles D. Tenney, Mar. 20, 1920; *ibid.* A. Rose to P. C. Young, Apr. 22, 1920.

¹⁸ FO228/3225 British Legation to V. K. Ting [丁文江], Apr. 13, 1920.

¹⁹ FO228/3225 M. Lampson to F.O. Apr. 13, 1920; *ibid.* A. Rose to P. C. Young, Apr. 22, May 1, 1920.

²⁰ FO228/3225 A. Rose to Edward Jonah Nathan, May 22, 1920.

²¹ FO228/3225 開灤鉅務總局から農商務部、一九二〇年十一月四日; *ibid.* P. C. Young to Archibald Rose, Nov. 19th, 1920.

²² FO228/3225 Report on Peipiao and adjacent coalfields, Sept. 22, 1920; *ibid.* Memo of a conference between Liu Yuan, Ting and Weatherbe at Pao Ma Chang, Nov. 30, 1920; *ibid.* British Legation to FO, No. 794, Dec. 7, 1920.

²³ FO228/3225 D'Arcy Weatherbe to B. Alston, Dec. 6, 1920.

²⁴ FO228/3225 Archibald Rose to P. C. Young, Jan. 11, 1921.

²⁵ FO228/3226 P. C. Young to Archibald Rose, Jan. 24, 1921.

民国初期中国の投資環境をめぐる中英関係

—二つの合辦事業計画案の分析を中心に—

「五港開港」以降現在に至るまで、中国の社会経済は資本主義社会のそれと本格的な接触交流を行う度毎に大きな変容を余儀なくされて来た。中国伝来の社会経済の仕組みと「私的所有権」の上に立脚した資本主義社会のそれとが正面からぶつかり合った時、そこで一体何が起こるのか。そしてこのことが、中国の社会経済にどのような影響を及ぼすのか。これが決して過去の問題でないことは、現在中国で進行中の私有財産の保護を目指す法制度改革¹が示す通りである。

十九世紀後半以降の中国社会経済史を、中国伝来の社会構成原理と資本主義社会のそれとの衝突という角度から描くとき、まず実証的に解明しなくてはならないのは、誰がこの二つの社会構成原理の違いをいち早く察知し、そして他者に先んじてこれを利用したのかという問題である。清末民初の現実²に即して考えるならば、それは「不平等条約」体制を最も効果的に利用したのは誰であったのかという問いに言い換えることができよう。

私見によれば、「不平等条約」体制の利点にいち早く気づき、これを自己の利益実現のために積極的に利用したのは在華外国人ではなく、彼らと日常的に接し、西洋社会の流儀に通じた「英語を話す中国人 (English-speaking Chinese)」であった。「英語を話す中国人」が最も利用したがった「不平等条約」特権とは、輸出子口半税特権と、一八八三年に香港に導入されたイギリス籍会社登記制度に規定された株主の有限責任制である。この二つの「不平等条約」特権こそは、「英語を話す中国人」の財産を投資リスクあるいは釐金・内地諸税徴収から保護してくれる確実な手段であった。この二つの特権中いずれか一つを利用できる場合に限り、「英語を話す中国人」は在華外国企業を支援した。この二つの「不平等条約」特権の利用を見返りに在華外国企業を支援する「英語を話す中国人」の増加こそ、旧中国の社会体制を崩壊に導いた究極の原因だったのである。

「不平等条約」特権による投資リスク回避と取引利潤の保護を見返りとする在華外国企業と「英語を話す中国人」の協力関係は、一八八〇年代初頭における怡和絲廠の再建を支援した中国人買辦、地主の出現を起源とする。一八八〇年代初頭に起こった外国人工場敷設経営権をめぐる外交交渉、そして光緒新政

期以後辛亥革命後も続いた一連の商法、会社法体系あるいは同郷同業商人団体の商会への再編成は、「不平等条約」特権を利用する中国人の増加を何とか阻止しようとする歴代中国政府の必死の試みにほかならない²。

それでは、「不平等条約」特権による投資リスク回避と取引利潤の確保を見返り条件とする在華外国企業と「英語を話す中国人」との協力関係は、辛亥革命後も存続し得たのであろうか。本稿は、「中英合辦事業（Sino-British Enterprise）」と題する二巻のイギリス外務省領事報告（FO228/3225～3226）³に残された、第一次世界大戦終了直後の二件の合辦事業に関する記録文書の検討を通じて、この問題を検証しようとする試みである。本稿で取り上げる二件の中英合辦事業はいずれも実現せずに終わったため、これを直接考察対象に取り上げた先行研究は管見の及ぶ限り見当たらない⁴。

この幻に終わった合辦事業に関する記録から明らかにしようとする課題は三つある。第一の課題は、合辦事業の当事者が、一八八〇年代以来の在華イギリス企業と「英語を話す中国人」の協力関係を成立させる基本条件である投資リスク回避の保証をどこまで認識していたのかという問題である。ここでは史料の性質に規定されて、投資リスク回避手段である株主の有限責任を含むイギリス会社登記制度に考察対象を限定する。これを「英語を話す中国人」に供与する見返りとして、在華イギリス企業の側は「英語を話す中国人」から何を期待していたのか。これが第二の課題である。

この課題はまた、経済史研究において急速にその重要性が認識されつつある、取引制度の形成や「情報の非対称性」の問題とも関連する。この二つの問題を扱った最近の経済史研究が明らかにし得たのは、取引契約、雇用労働慣行の成立過程、あるいは商品価格と品質に関する情報にとどまっている⁵。本稿では、実証史学の手法を通じ、民国初期中国の投資環境に関する情報が如何なる役割を果たしていたのかを考察する素材の提供を目指している。

そして最後の課題は、「英語を話す中国人」の実態に迫ることである。既に別稿⁶でも簡単に触れたが、民国初期の「英語を話す中国人」の中には当時の国家権力の座に座るものさえいたのである。このことが何を意味していたのか。これが本稿の第三の課題である。

なお本稿は、平成 13～15 年度文部科学省科学研究費基盤研究（C）「イギリス私法体系が 20 世紀初頭の中国社会に与えた社会経済的影響」の支給を受けた研究成果の一部である。

二 中英商業協会 (The Chinese-British Trade Association) 事件

これは、イギリスの代表的国策会社の一つ、開灤礦務総局が生産した鉄と石炭を原料とする製鉄製鋼会社を中英合辦で設立するという触れ込みに、中国政府の要人や多くのイギリス企業関係者が躍らされた詐欺事件である。事件の発端は一九一八年夏、メトカーフ (M. E. Metcalf) という実業家が、中国での日米独企業との競争に対抗する手段というふれこみでイギリス公使館にこの合辦事業企画を持ち込み、協力を打診したことに始まる。後に明らかにするこの事件の黒幕グループとメトカーフが一体どのような関係だったかは、残された文書には一切書かれていない。

メトカーフから相談を持ちかけられた公使館付商務担当官、ローズ (A. Rose) は、ジョーダン公使 (John N. Jordan) を通して、北京政府の総理大臣梁士詒の秘書であった C. Z. Waung (漢字名不明)、中国銀行の外国人顧問だったルーカス (S. S. Lucas) らにこの企画実現への協力を打診した。Waung とローズは、一九一九年二月に上海総商會を訪問し、上海の有力中国人実業家の関心と呼び寄せることに成功した。

一方、メトカーフはジャーディン・マセソン商會や開灤礦務総局にも事業構想の内容を説明した他、ジョーダン公使を介してイギリス政府貿易省海外貿易局 (Overseas Trade Department) の監督官、メイトランド (Sir Arthur Steel-Maitland) にも電報を送り、彼からも好意的な反応を得ていた。彼の事業構想にとりわけ関心を示したのは、開灤礦務総局のネイザン少佐 (Edward Jonah Nathan) である。彼は一九一九年四月にメトカーフ、天津イギリス領事を含む在華イギリス企業代表を招いて同局の鉱山を見学させ、秦皇島で同局が生産する安価な鉄や石炭を原料とする在華イギリス製造業中心地設立の必要性を説いた。

メトカーフはこれに続いて同年秋にロンドンに戻り、the Metropolitan Carriage & Wagon Co., the North British Locomotive Co., the British Trade Corporation といった大企業に出資を要請する一方、ファリンドン卿 (Lord Faringdon)、ダドレイ・ドッカー (Dudley Docker)、アーネスト・ヒーレイ (Sir Earnest Hiley)、ジャーディン・マセソン商會のヒュー・リード・ロス (Hugh Reid Ross) といった当時の有力財界人にも彼の企画を説明して回った。

メトカーフとネイザン少佐の説明に関心を示したイギリス企業関係者は、ローズ商務担当官を同席させて、北京で頻繁に会合を開き、合辦事業の実現に向

けて構想を練った。その結果、まず中国の実業家グループと提携して北京政府から特許状を取得し、それから双方からそれぞれ五～六社もしくは個人が参加した合辦会社を設立経営する。そしてこの企画に中国の産業問題に関心のある中英両国企業もしくは個人を参入させるという構想で意見の一致を見た⁷。

この合辦事業企画には、イギリスの名だたる実業家、大企業だけでなく、少なからぬ中国の官僚資本家も関心を示した。その中には、錢能訓、梁士詒、龔心湛、朱葆三、周学熙、徐恩元、劉垣、張謇といった当時の名だたる官僚政治家や実業家が含まれている。

その後制定された社則によれば、同社の経営管理は、イギリス側総支配人が本社、子会社、そして会計の全てを掌握することになっていた。そればかりでなく、イギリス側取締役は万一の場合、会社の全資金をイギリス籍の銀行に預けてよいという権限も与えられていた⁸。また、同社の登記手続きは、イギリス法、中国法のいずれにも依拠せず、中国政府からの特許状の形式をとった社則に基づいて機能することになっていた。

体裁だけは合辦企業でありながら、経営の実権はイギリス側総支配人が掌握する。しかも中英両国のいずれの法律からも拘束されない。こんな企業の設立に当時の北京政府要人までが賛同していた理由は二つある。第一の理由は、イギリスの製造業界の協力を得て産業を振興させない限り、大戦後不況によって冷え込んだ国内市場を活性化させることが難しかったからである。ところが中国の官僚政治家の期待に反して、事業への参入を名乗り出るイギリス本国の企業はなかなか現れなかった。困惑した中国側代表は、ひとまず中英合辦の興業銀行 (the Chinese-British Industrial Bank) を設立し、その準備工作としてイギリス企業側代表者として中国銀行外国人顧問であるルーカスを就任させることを提案した。

しかし、この提案に対しては梁士詒グループが難色を示した⁹。中英合辦企業形式の興業銀行への設立許可申請には手間と時間がかかるし、経営の実態をイギリス側に掌握させてしまうことは、中国側の不満を高めることになるからである。そこで更なる交渉が行われ、ひとまずこの合辦事業を設立してから興業銀行設立の許可を申請することで両国実業家グループの相談がまとまった。

イギリス外務省領事報告には現物が含まれていないので正確な日付が判明しないが、北京政府の中英商業協会に対する設立許可は一九一九年九月には下りたらしい。ただ、北京政府から設立許可を出すに当たっては、申請者が七名必要

だと言われ、周自齋、梁士詒、Chen Nong Pien、Chow Tze Che、徐恩元、ネイザンとルーカスが申請者として名を連ねることになった¹⁰。

興業銀行の設立資金は、両国の企業グループが各々額面三万ポンドの公債を発行することで調達することとし、イギリス側は直ちに資金を調達した。この合辦事業のイギリス側代表理事には、メトカーフの他に、開灤礦務総局のネイザン少佐、ルーカス、そしビッカース (Metropolitan Vickers) 社のリチャーズ (Richards) が選出された。ところが、この四人は誰一人として自分の資金をこの合辦事業につぎ込むことに乗り気でなく、理事の地位も、出来れば北京在住の他のイギリス人に代わって貰いたがる有り様だった¹¹。

そもそもの企画立案者であったメトカーフや、彼の構想に最も熱心な反応を見せていた筈のネイザンが、興業銀行の責任ある地位に就こうとしたがらなかったのは何故か。この不可解な行動の背景に、イギリス側に経営の実権を全面掌握させる中英合辦事業が構想された第二の理由が隠されている。

冒頭にも述べたように、清末以来中国の裕福な資産家、実業家にとって在華イギリス企業が魅力的な投資対象だった最大の理由は、経営危機に当って出資者の債務補償責任限度が払込資本金額に設定される株主の有限責任制にあった。株主の有限責任制は、香港政庁もしくは上海イギリス領事館で登記手続きを済ませた、イギリス籍有限責任会社にしか適用されない。そのイギリス籍有限責任会社の株主もしくは取締役であれば、万一経営悪化、倒産という最悪の事態を迎えても、株式投資金額を上回る債務補償責任を負わなくて済む。従って、株主は予めその財産を、株式投資分とそれ以外に分割しておけば、会社が倒産しても株式投資分を失うだけで済むからである。

出資者の無限責任を前提とする合股企業形態しか知らなかった裕福な中国人にとって、株主の有限責任制が如何に魅力的だったかは想像に難くない。その証拠に中国人や非イギリス人が経営の実権を掌握しながら、イギリス法がその資産を保護するという偽装イギリス企業は一八九〇年代以降急増した。偽装イギリス企業は、香港政庁やイギリス領事裁判所の財務監査請求を拒みながら乱脈経営を続け、倒産に至ると株主の有限責任制規定を盾に債権者の追及を躲す。こうした偽装イギリス企業の悪徳経営者の資産を保護しなければならない立場に追い込まれた香港政庁、香港・上海イギリス最高法廷、上海総領事館の反発は本国政府を突き動かし、一九一五年枢密院令となって結実した。この時期以降南京政府設立前夜に至るまで、イギリス政府は、一九一九年、一九二五年に

枢密院令を改訂し、在華イギリス政府当局による財務監査を逃れ、乱脈経営を行う偽装イギリス籍有限責任会社をイギリス法の保護対象から排除する規制を厳格にしていくのである¹²。

最早イギリス会社法に依拠することが困難になったことを悟った中国の資産家、実業家は、自分たちが設立した会社の資産を債権者から守る手段を考えなければならなくなった。それが北京政府発行の特許状取得だったのである。彼らにとって北京政府公認の特許状とは一種の政治的特権を意味する。これを取得した会社の経営が万一破綻し、債権者から債権回収訴訟を中国の裁判所に起こされても、中国の裁判所の判決に従う必要はない。逆に、北京政府の仲裁裁定もしくは政治的圧力による救済を期待できるからである¹³。

在華イギリス人実業家も北京政府からの特許状取得に大きな期待を抱いていた。香港会社法令に基づくイギリス籍有限責任会社を設立登記したとしても、会社資産の法的保護が可能なのは、香港もしくは条約港租界の内部のみでしかない。香港会社法令による資産保護を期待する限り、イギリスの治外法権が及ばない中国内陸部の土地を保有することは困難である。それでは土地を担保に銀行から融資を受けて設備投資を行うこともできない。こうした制度上の障害を克服するために、中国政府から特許会社に認定して貰えれば、その会社は条約港租界外でも土地資産を保有でき、外国製機械を用いた工場を操業する権利も有することになる。しかし、この夢のような企画を現実化するためには、有力な中国人もしくは中国系資本との提携が不可欠となる。当時の在華イギリス人実業家にとってありがたいことは、中国人投資家、実業家の多くが、自国の法律や裁判制度よりもイギリスのそれを信頼していたことである。もし、彼らの資産をイギリスの法律や裁判制度によって保護してやれば、彼らの協力に対する見返りになる¹⁴。

ただ、このような一部の中国人資産家の資産優遇措置はあまりに露骨であり、反英感情を募らせていた一般大衆を著しく刺激しかねない。義和団事変以来、数多くの反英大衆運動を目の当たりにしてただけに、彼らは大衆の反英感情の矢面に立つことを極力避けたがった。それ故メトカーフやネイザン、ルーカスやリチャーズ等は、いざとなると中英商業協会の責任ある地位に就こうとしたがらなかったのである。

しかし、中英商業協会関係者の虫の好い考えは、イギリス本国の企業家に通じなかった。その理由は、第一次世界大戦直後のポンド為替相場下落により、

中国へ送金を行うに当って為替差損が生じたからである。この影響で、当初この企画に関心を示していたイギリス企業も、対中国投資に消極的な態度を取り始めた¹⁵。中国側出資者は、ポンド為替相場下落によってイギリス側企業が対中国送金でこうむる為替差損を補填するために、資金と引き換えに年利六%の有価証券をロンドン金融市場で発行してイギリス側出資者に預けることを提案した。有価証券金利の財源は、中国の銀行に開設した彼らの当座預金口座の当座貸越に対する年利七%の金利で賄うのである。逆に、ポンド為替相場が反騰した時は、これと逆の措置をとれば長期的に負担は相殺されるからである¹⁶。

一方、メトカーフとネイザンはロンドンに渡り、Babcock & Wilcox、Armstrong Whitworth & Co.他各社の重役連を説得し、遂に Armstrong Whitworth & Co.並びに Babcock & Wilcox 社の中英商業協会参入決定を実現した。同時に中英商業協会設立に必要な資本金、百二十五万元の半額に相当する十五万ポンドの調達工作にも乗り出した¹⁷。

イギリスでの中英商業協会設立資金準備工作は、一九二一年秋以降軌道に乗り、一二月四日には参入を決めたイギリス製造業者の会合が開かれた。その結果、Babcock & Wilcox 社の取締役だったジェームズ・ケムナル卿 (Sir James Kemnal) を議長とする設立準備委員会が選出された。準備委員会は、一九二四年一月一日までに中英商業協会設立資金としてイギリス側が調達しなくてはならない六十二万五千元相当のイギリスポンドを中国に為替送金し、イギリス人株主は香港上海銀行ロンドン支店に六万ポンドを預金することを決定した。これに加えて同社の定款作成並びに、海外市場に対する情報、技術はイギリス側が提供し、設立資金の残額を中国側が負担することが決定した¹⁸。

イギリス側企業グループが本気で合辦事業の設立に乗り出したのに呼応して、中国側企業グループも本腰を入れた対応をとり始めた。一九二一年一月八日、梁士詒はローズ商務担当官に電報を送り、中英商業協会の中国側発起人の集會が開かれ、六万ポンド相当の銀を用立てる準備が整い、資金が揃い次第、株式発行や鉄道、資材調達の命令が近日中にも出されることになるかと伝えてきた¹⁹。こうして中英商業協会設立はようやく現実化し始め、多くの中国人有力者の目にもその成功を信じる者が出てきた。この合辦事業成功の可能性を見て取った潘復、熊希齡等が参入を申し入れ、メトカーフの反対によって拒絶されるという一幕がこのことを物語っている²⁰。

中英商業協会の体裁が整ったのは、設立趣意書及び、その職員、会員名簿が

完成した一九二二年九月前後以降のことである。そして、この設立趣意書によって、事件の黒幕がようやく明らかになる。中英商業協会の設立者はメトカーフではなく、レスリー・ハインズ(Leslie E. Haynes)という人物であった。彼の意を受けてイギリス本国の企業相手に宣伝活動を行っていたのは、トーマス・ポーウェン・パーティントン(Thomas Bowen Partington)という人物であり、北京で広報活動を担当していたのは、フィッツヒュー少佐(Major T. C. Fitzhugh)という実業経験の全くない退役軍人であった²¹。

中英商業協会の正体露見は、香港の有名な実業家、何東(Robert Ho Tung)が中英商業協会の名誉総裁就任を拒否したことがきっかけである²²。これに続いて、中英商業協会との関係が悪化したフィッツヒューが協会を辞職し、その内情を北京の英字新聞に暴露したことから、全てが明るみに出た。当時の新聞記事及びイギリス公使館の調査よれば、中英商業協会とは上記の三名の他に、ダグラス・ハリデイ・マカートニィ(Douglas Halliday Macartney)という駐イギリス中国公使館イギリス人顧問の息子と、チャールズ・カバナー中佐(Lt. Colonel Charles T. Kavanagh)、ゴドフリー・モーガン准将(Brigadier General Godfrey Morgan)という二人の退役将校が運営する企業として、一九一八年に創設された。創設したのは、ロンドンのナイツブリッジに居を構える Humphrey & Denman Ltd. という実態のない会社である。

同社の取締役にはカバナーとモーガンもその名を連ねていたが、実権を握っていたのは、エニーバー(E. A. Enever)という人物である。実はこの男はカルカッタからカレーの間を股にかけて数々の犯罪を起こし、一九一四、一九一八、一九二〇年と立て続けに破産宣告を受けていた悪名高い人物であった²³。エニーバーに名義を利用されたカバナーとモーガンの二人は、会社の業務内容について何も知らなかったらしい。またマカートニィもフィッツヒュー同様、中英商業協会をその後辞任しているが、その理由については何も記されていない。

しかし、ハインズとパーティントンの経歴を見れば、マカートニィ辞任の理由は自ずと明らかであろう。ハインズは、マレーシアでゴム貿易に従事して事業に失敗し、その際地元の Selangor Turf Club に残した三千五百マレーシアドルの借金を踏み倒した他、中国人、イギリス人相手に小切手を乱発し、その一部が不渡りになったことから一九二二年六月香港で逮捕状が出ていた男である。彼がエニーバーと知りあった経緯も不明である。二人はフィッツヒュー以外に

も別のイギリス人を香港に送り込み、中英貿易会社を設立させていた。しかし、その経営資金を送り込まなかったため、たちまちこの会社は資金繰りが悪化し、代理人となっていたイギリス人は香港を退去する羽目に陥った。中英商業協会の会員となっていた企業がこのイギリス人に委託荷の販売を依頼したが、既に不渡り小切手を出していたため、それも出来なくなっていたという。この事実を聞きつけたことが、フィッツヒュー辞任の理由であったという²⁴。

パーティントンの経歴もこの二人に勝るとも劣らない。彼と中国との関わりは、一九一七年に英国長老派教会 (the English Presbyterian Mission) に雇われて汕頭の伝道団体の学校で三年間教える契約で渡来したことに始まる。しかし在職中に生徒から金を借りる等非常識な行動があり、一年半で解雇された。翌一九一八年から香港に移り、一九一九年まで『徳臣西報 (China Mail)』紙に勤務したが、ここでも「無能な上に礼儀正しいまともな人間が近寄りたがらない」ことを理由に辞めさせられた。その後、米の不正取引で頗る評判の悪い東利洋行(A. B. Moulder & Co. Ltd.) に勤務していた。その性格は小才を働かせるだけで生きる男で、返せるあてのない金を借りまくり、妻がいながら複数のその種の女とも関係する人物だったという²⁵。

黒幕の正体が暴露されると、中英商業協会に対する中英両国の財界人、政治家の熱意と関心は、雲散霧消した。メトカーフのその後の消息はもとより、この合辦事業に関心を示した在華イギリス人実業家、中国政府の要人のその後の動静も一切不明である。北京政府は一九二三年二月二日、ロンドン駐在中国総領事を通じて、中英商業協会の解散、並びにフィッツヒューの中英商業協会代理人としての資格消失をイギリス政府に通知してこの事件には幕が引かれた²⁶。イギリス本国の名だたる財界人、下院議員や政治家はもとより中国政府の要人までが、全く取るに足らない詐欺師の口車に躍らされていたという事実は、今日から見ると全く信じがたい。しかし、当時の対中国直接投資に付きまとう制度的不備を考慮に入れるならば、この詐欺事件が起こった理由も説明がつく。当時の中英両国の政治家、実業家は、清末以来続く中国の投資環境の不備を熟知していた。彼らは直接投資を困難にする制度環境の不備を克服できるときだけ、相手の助力を必要としていたに過ぎない。この事件はそのことを如実に示している。肩書きと地位だけは立派でも、相手を自分の利益実現のための道具に利用することしか考えない。そのような浅ましい心中を詐欺師に見透かされた結果、彼らはこのような醜態を演じさせられてしまったのである。

三 新華実業股份有限公司問題²⁷

民国初期の対中国直接投資環境に対する中英両国政財界人の本音をうかがい知るもう一つの手掛かりでは、中英商業協会事件とほぼ同時期に進行した新華実業股份有限公司の設立交渉である。ここでの問題は単なる投資リスク回避だけでなく、当時の対日関係や政治情勢がからみ、もう少し複雑なものになっている。

新華実業股份有限公司とは、南京及びその周辺の適当な土地に銑鉄、鋼鉄精錬工場を建設し、機械製造用鉄鋼の生産販売を目的として中国人、イギリス人、アメリカ人実業家が企画した合辦事業の一つである。同社の資本金二百万アメリカドルは、一株百ドルの株式を発行することで調達し、経営は中国人二名、英米人各一名から構成される取締役会と、その配下に置かれた中国人支配人一名と英米人いずれかの支配人一名が担当することになっていた。事業活動による収益は半年毎に決算され、株主総会で選出された公認会計士二名がこれを監査することになっていた²⁸。

この合辦事業に当初参加を予定していた英米側企業は、The British American Mining Company Ltd.といい、中国での代表人はダーシィ・ウェザーブ (D'Arcy Weatherbe) という人物であった²⁹。同社はロンドンに本店を置くカナダの鉱山会社で、アメリカの the New York Orient Mines Co.が株式の大半を出資し、カナダの the Mining Corporation of Canada の協力を得て設立した鉄鉱、炭鉱事業開発会社である。ウェザーブは同社の総支配人として一九一九年七月に中国での製鉄事業計画を実現すべく派遣された。しかし、中国政府からの積極的な支援を受けることができず、代わりに張謇を筆頭とする江北の財界人グループからの支援を取り付けることに成功した。この時期の江北財界人グループの実権を握っていたのは有名な張謇ではなく、彼の農商務部長時代の側近だった劉垣 (厚生) と、上海商業貯蓄銀行董事だった陳光甫である。新華実業股份有限公司をめぐる交渉を担当したのは、この劉垣である。かつて江北一帯の綿業、農業、金融業を支配していた張謇は、この時期にはただの老人でしかなかった。当時の江北財界人グループがこの合辦事業実現に積極的であった理由は、大戦中に国内鉄鉱、炭鉱に対する影響力を飛躍的に強めた日本の大倉財閥を牽制し、大倉財閥がまだ掌握していない南京周辺の鉄鉱山を開発し、国内の鉄鋼需要を満たすためであったという³⁰。

このような国策的意図を含んでいたために、農商務部による新華実業股分有

限公司に対する設立許可はすんなりと下りた³¹。ところが、当初この事業に参入を予定していた The British American Mining Company Ltd.は、一九二〇年三月一〇日、親会社である the New York Orient Mines Co.から、アメリカでの鉄鋼事業に比べて中国でのそれは採算がとれそうにないという理由で撤退の指示を受け、この事業から手を引いてしまったのである³²。同社は五月に一時的に合辦事業への復歸しかけたものの、その後如何なる理由からか経営悪化により破産し、年末には清算手続がとられてしまった³³。

それまでこの合辦事業を側面から支援してきた英米両公使館は、思いもよらぬ事態に困惑した。このままでは、中国における自国の威信に関わると判断した両国公使館関係者は、カナダ当局、アメリカ國務省、そしてウェザーブに働きかけ、中国側の了解を得た上で、The British American Mining Company Ltd.の権利と義務を引き継ぐ企業グループを探し出すように要請した³⁴。その結果、後継候補と目されたのが、開灤礦務総局であった。イギリス公使館は、The British American Mining Company Ltd.が保有していた新華実業股份有限公司の株主を開灤礦務総局が引き継ぎ、同時にウェザーブをイギリス側支配人の地位に据え置くことを江北財界人グループと開灤礦務総局に提案した³⁵。

しかし、この提案には江北財界人グループも開灤礦務総局も難色を示した。劉垣は、既に華北の炭鉄利権を保有する開灤礦務総局が長江下流域の鉄鉄利権も手中にすれば、その勢力が強大になると懸念し、また開灤礦務総局の技術水準が旧式で、新規合辦事業になじまないことも指摘した³⁶。一方、開灤礦務総局は前年既に、寶興鉄礦公司(the Pao-Hsing Iron Mining & Co.)と灤州礦務有限公司(the Lanchow Mining Co.)が中国の開平礦務有限公司(the Chinese Engineering & Mining Co.)と合辦で設立した鉄山会社、揚子機器公司(the Yangtze Engineering Works)が安徽省当塗北郷で生産した鉄鉄石の供給を受ける契約を交わしていた。開灤礦務総局は、これを北直隸湾の秦皇島に建設を予定していた製鉄工場の原料に利用しようとしていた。イギリス公使館から新華実業股份有限公司事業の引き継ぎを要請されても、長江流域での業務をこれ以上拡大する必要性はなかった。そのため、開灤礦務総局の経営者の一人、ネイザン少佐は、中国政府の保証が得られない限り事業に参入する価値はないと言明していた程だった³⁷。もう一人の経営者、ヤング (P. C. Young) も新華実業股份有限公司事業は、他の在華イギリス企業と合同で引き継ぐという条件でしか協力を引き受けようとしなかった³⁸。

しかし、江北財界人グループがイギリス公使館側の説得を受け入れ、開灤礦務総局による引き継ぎを承諾したことから、状況は大きく変化した³⁹。ヤングはイギリスの鉄鋼専門家から新技術を新華実業股份有限公司にも提供することを表明し、さらにウェザーブや丁文江との会見の仲介をローズ商務担当官に要請した。これを受けてローズもネイザンの説得に乗り出した⁴⁰。

こうして新華実業股份有限公司は何とか存続が可能になり、ウェザーブがイギリス側発起人の地位を引き継ぐことになった⁴¹。それでは、この合辦事業を存続させた出資者のねらいはどこにあったのだろうか。まず、江北財界人グループにとって、英米両国との合辦事業とは、彼らの産業基盤が政敵である北京政府の支配下に入ることを避ける絶好の手段だった⁴²。同時に、彼らは英米両国企業との合辦によって自前で調達できない技術と資本を入手するだけでなく、当時華北への経済進出を飛躍的に強めていた日本企業に対する牽制手段に利用しようと思論んだ。江北財界人グループが特に目をつけたのは、錦州から北西一七〇マイルにあった北票炭鉱である。同炭鉱は華北随一の品質を誇る瀝青炭を産出しながら、京奉線から遠く離れていたことや大戦中の親日派政治家の暗躍などにより、京奉鉄道による開発が中断されたままになっていた。劉垣等は錦州から北西六〇マイルに位置する炭鉱の利権を獲得しており、錦州から黄海沿岸で最良の港湾施設を有する葫蘆島湾を鉄道で結び、北票炭鉱で採掘される石炭の積み出し港にするという開発計画を立てて、中英公司（the British-China Corporation）あるいは開灤礦務総局の資本参加を打診していた⁴³。

彼らの目論見は、秦皇島で産出された石炭を日本企業が大量に買い付けるばかりか、中国国内の鉄鉱山採掘にも並々ならぬ野心を抱き、同島に製鋼場の建設を計画していた開灤礦務総局を不安に陥れていたことを踏まえてのことであったのだろう⁴⁴。

これに対してイギリス側は、あくまでも合辦事業から得られる利益を重視していた。採算のとれない合辦事業に出資し、技術提供を行ったところで何の利益も期待できないなら意味はない。まして中国国内の政争に巻き込まれたり、在華日本企業と無用な軋轢を引き起こすことなどもっての外であった。

劉垣が提案した北票炭鉱開発計画に賛同するイギリス企業は、開灤礦務総局はもとより他からも遂に現れなかったのは、このような思惑が働いていたからである⁴⁵。在華イギリス企業がこの合辦事業の採算性を疑い出した第一の理由は、南京周辺にある筈だった鉄鉱山の産出量が低いことが判明したからである。

新華実業股份有限公司名義で南京周辺に製鉄工場を建設するためには、北票炭鉱開発による原料炭の確保よりも前に、鉄鉱石の安定的供給を確保せねばならなかった。しかるに、ヤングに命じられて南京周辺の鉱山調査に赴いた開灤礦務総局の地質学者は、なぜか劉垣が南京周辺に保有していた筈の鉱山に立ち入り調査をさせて貰えなかった⁴⁶。江北財界人グループによる鉄鉱山調査も開発も一向に進展しなかった⁴⁷。これでは開灤礦務総局が新華実業股份有限公司に疑念を抱いても当然である。

開灤礦務総局の不信感を決定的にしたのは、肝心の製鉄所建設計画の詳細が全く決められぬことであった。一九二〇年一二月二〇日、周自齋財政部長から新華実業股份有限公司の製鉄工場建設計画の進展状況を説明するよう迫られたヤングは、この時点で製鉄所の建設場所、費用について何一つ答えられなかったばかりか、設計図すら持ち合わせていなかった。というのも、北京政府の正式許可が得られない限り、工場建設計画を立案する専門家をイギリス本国から招くことはできなかったからである⁴⁸。周自齋の命令によって許可に必要な全書類が整った後に、開灤礦務総局が行った調査で判明したことは、製鉄工場の建設は当初予定していたよりもはるかに多くの経費を必要とするということであった⁴⁹。これによって、開灤礦務総局は新華実業股份有限公司から完全に手を引くことが事実上決定した。そしてこれ以降、新華実業股份有限公司に関する記録文書は、イギリス外務省領事報告の中から姿を消してしまうのである。

結びにかえて

二発の打ち上げ花火のようにはない合辦事業当事者の行動分析から明らかになることは、投資リスク回避の保証が民国期に於いてもなお中英経済協力を決定する前提条件であったということである。特に中国側の当事者にとって何より大事なことは、投資した自分たちの資本の安全を保証してくれる特権的地位を享受する外国企業の確保であった。民国初期に於いて、在華外国企業に合辦事業を持ちかけるほどの影響力を持っていたのは、清末同様英語圏諸国あるいは香港・条約港租界で高等教育を受けた「英語を話す中国人」である。この時期の彼らは、最早清末段階のような地位の低い商人や買辦だけではない。その中核グループは、交通銀行系（梁士詒、葉恭綽、周自齊）、張謇・劉厚生グループ、周学熙グループといった、当時の政財界に名だたる地位を占める有力者に成長していた。

彼らにとって合辦事業自体の成功可能性、あるいは収益採算性はそれこそ二の次の問題だった。なぜなら、この時期の投資リスクは、単なる市場の需給動向の変化だけではなく、国内の政敵や日本企業との利権争いといった政治的要因も含むようになっていたからである。

政財界有力者に成長した「英語を話す中国人」が、イギリスに限らず在華外国企業との特許合辦事業に依然として熱心だった理由は、光緒新政以来北京政府が相次いで制定発布した一連の会社法、商法が全く機能していなかったからである。このことは、北京政府の農商務部長在職中に数多くの会社登記制度とこれに関連する法制度整備に尽力していた張謇とその腹心であった劉垣が、本稿で取り上げた二つの合辦事業の当事者だったという事実が何より雄弁に物語る。袁世凱政権崩壊以来政局が一向に安定しない中国に生きた有力政財界人にとって、在華外国企業との特許合辦事業の方が自分たちの制定公布した法制度よりはるかに確実な資産保護手段だったのである。

このような中国側の現実を見透かしたイギリスは、最早かつてのように「英語を話す中国人」に対して寛大ではなくなっていた。一九一五年枢密院令以降、在華イギリス当局は、香港や条約港租界のみで効力を発揮する自国民資産の保護制度を、中国人にたやすく利用させなくなった。同様に、在華イギリス企業は合辦事業の収益採算性を以前にもまして重視するようになり、その見込の薄い事業への参加においそれと同意しなくなっていた。そのことは、新華実業股份有限公司への出資協力をめぐる交渉で開灤礦務総局側のとった行動が示す通りである。

そればかりではない。「英語を話す中国人」側が在華イギリス企業を投資リスク回避手段に利用しようと目論んでいたのと同様に、在華イギリス企業側も自分たちに協力する「英語を話す中国人」グループの名義を利用して内陸部の土地資源の獲得を画策していたのである。このことは、中英商業協会事件のイギリス側当事者が見せた行動が如実に示す通りである。だが、第一次世界大戦終了直後の中国で、中国人出資者に投資リスク回避を保証し、同時にイギリス人出資者には事業の収益採算性を保証してくれる合辦事業と言えば、中英公司、福公司、あるいは開灤礦務総局といった特権企業位でしかなかった。そしてこれら特権企業は、自分たちが享受していた特権的地位故に、中国の歴史研究者から長い間イギリス帝国主義による中国経済侵略の権化の如く扱われてきたのである⁵⁰。

しかし、こうした解釈は当時の現実を理解しない一方的な評価である。清末民国期の中英経済関係は、かつて考えられていたように在華イギリス企業側の利益が第一に優先されていたのではない。そこでは在華イギリス企業の事業活動を支援する「英語を話す中国人」の利益の方が優先されていたのである。この関係が在華イギリス企業側優位に変化したのは、「ゴム株式恐慌」から辛亥革命前後の一時期にすぎない。それも第一次世界大戦以降になると、投資リスク回避保証手段の利用が限定されるようになり、両者の協力関係はかつてのような威力を発揮できなくなっていたのである。一部の特権企業の繁栄ぶりだけに注意を奪われていては、この時期の中英経済関係を正確に理解できない。本稿で取り上げた二つの合辦事業から浮かび上がってくるのは、中国社会全体への影響力を失いつつあった、香港・条約港租界でのイギリス私法制度の機能なのである。

¹ 季衛東『現代中国の法変動』(日本評論社、二〇〇一年) 第二部参照。

² 拙著 *Conflict and Cooperation in Sino-British Business, 1860-1911: The Impact of the Pro-British Commercial Network in Shanghai* (Macmillan, 2000) 並びに拙著『伝統中国商業秩序の崩壊—不平等条約体制と「英語を話す中国人」—』(名古屋大学出版会、近刊) を参照。

³ 本稿に於ける女王が版權を有する未公刊文書 (Crown Copy-righted material) からの引用は、イギリス国立公文書館 (The National Archives, 旧 Public Record Office) の規定に従って、イギリス内務省印刷局検査官 (the Controller of Her Majesty's Stationary Office) の許可を得ていることを明記する。

⁴ 例えば、汪敬虞主編『中国近代経済史：1895—1927』(人民出版社、二〇〇〇年) 第一篇第四章にも、本稿で取り上げた合辦事業に関する記述は見当たらない。

⁵ 岡崎哲二編『取引制度の経済史』(東京大学出版会、二〇〇一年)、石井寛治「情報の経済史：国家・市場・企業」、古田和子「経済史における情報と制度：中国商人と情報」、大森一宏「戦間期日本の海外情報活動：陶磁器輸出を中心に」(いずれも『社会経済史学』六九巻四号、二〇〇三年一一月所収等。

⁶ 拙稿「民国初期中国における外国人社会の役割」(『歴史評論』六四四号、二〇〇三年一二月)

⁷ FO228/3226 (10879/21/20) Lucas to James Kemnal, July 13, 1921.

⁸ FO228/3226 Chinese Chartered Corporation: Memoranda from Mr. C. A. W. Rose, Commercial Secretary to the British Legation to Peking, to Mr. M. E. Metcalf, Aug. 5, 1921.

⁹ FO228/3226 FO to H. M. Minister, July 1, 1921; *ibid.* S. S. Lucas to H. B. M. Secretary of Legation, July 25, 1921.

¹⁰ FO228/3225 S. C. Lucas to Somerville Head, Nov. 3, 1919. 本稿執筆に当って、原史料に英語表記で記載された中国人人名の漢字表記は、外務省情報部『現代支那人名鑑』(一九二四年) 並びに Howard L. Boorman ed. *Biographical Dictionary of Republican China* (Columbia University Press, 1967-1979) によって特定した。しかし、Chen Nong Pien と Chow Tze Che の漢字表記だけは、遂に判明できなかった。

¹¹ FO228/3226 (20876/21/20) Lucas to James Kemnal, July 13, 1921.

¹² この経緯については、拙稿「香港会社法令を利用する中国人とイギリス政府—『ゴム株式恐慌』前後を中心に—」(日本孫文研究会編『辛亥革命の多元構造』[汲古書院、二〇〇三年] 所収) 及び「在華イギリス籍会社登記制度と英中・英米経済関係、1916~1927」(二〇〇三年度

政治経済学・経済史学会秋季学術大会自由論題報告、二〇〇三年一〇月一八日)を参照。後者については、これをまとめた別稿を予定している。

¹³ FO228/3226 Chinese Chartered Corporation: Memoranda from Mr. C. A. R. Rose, Commercial Secretary to the British Legation in Peking, to Mr. M. E. Metcalf, Aug. 5, 1921 但し、この報告書に書かれた、この極度に楽観的な見通しの根拠となった中国側の法制度が何であるのかを筆者はまだ突き止めていない。

¹⁴ Ibid.

¹⁵ FO228/3225 W. M. C. Clark to Department of Overseas Trade (No. 36), Feb. 18, 1920; *ibid.* Memorandum: Proposed Chinese-British Trade Corporation (Confidential) by S. Barton, Apr. 22, 1920. 後者の文書によれば、The Metropolitan Carriage & Wagon Co. The Chinese Engineering & Mining Co. 開灤礦務総局は不参加を決定。The British Trade Corporation は、中英商業協会が引き受けられる何らかの業務が存在し、適切な支配人がこれを担当すること、当時の異常なポンド為替相場の下落緩和措置という条件を付けてきている。

¹⁶ FO228/3225 S. E. H. to Metcalf, Apr. 21, 1920; *ibid.* British Legation to F. O. May 14, 1920.

¹⁷ FO228/3225 R. W. Matthew to Beilby F. Alston, June 21, 1920; *ibid.* Note on Sir Beilby's Private Tel. of 11/8/20; *ibid.* Henry E. Metcalf to A. Rose, Sep. 27, 1920.

¹⁸ FO228/3225 F. O. to H. M. Minister Telegram 117, Received in Nov. 9, 1920; *ibid.* W. H. Wai to H. M's Charge d'Affairs, Peking (1219/21/3), Dec. 9, 1920. 準備委員会の顔触れと彼らが所属する企業並びに肩書きは、次の通りである。Sir James Kemnal (director of Babcock & Wilcox), S. Springer, H. Hobden (Birmingham Small Arms Company), John Noble (director of Armstrong Whitworth & Co.), R. G. Perry (director of British chemists), C. E. Tatlow (director of Lever Brothers), R. M. Bewick (director of United Alkali), E. F. Oldham (director of United Glass Manufactures), J. O. P. Bland (journalist). 因に、一一月四日に開かれた準備委員会の席で、ブランドは中英商業協会設立の目的として、日本からの機械輸入により中国全土で製造力が飛躍的に増大したこと、これに対応して村落レベルに至るまで、外国企業との合辦要求と外国製造業者との同一待遇要求、日本主導での国際間競争への参入意欲が高まっていた時代風潮に乗って、安価な労働力を擁する中国との経済協力を樹立する必要性を強調している("Trade with China," *Peking & Tientsin Times*, Jan. 3, 1921 requoted from FO228/3225 British Legation to F. O. Jan. 8, 1921).

¹⁹ FO228/3225 British Legation to FO, Jan. 8, 1921.

²⁰ FO228/3226 FO to H. M. Minister Tel. No. 218 (7295/21/15a), Despatched July 11, Received July 13, 1921; *ibid.* S. S. Lucas to H. B. M. Secretary of Legation (7839/21/15b), July 25, 1921; *ibid.* H. E. Metcalf to Barton (10879/21/20), Sep. 12, 1921; *ibid.* H. E. Metcalf to Lucas (10879/21/20), Sep. 12, 1921; *ibid.* H. E. Metcalf to Waung (10879/21/20), Sep. 12, 1921; *ibid.* H. E. Metcalf to Sir James Kemnal (10879/21/20), Sep. 17, 1921.

²¹ FO228/3226 A. Rose to Department of Overseas Trade (6788/22/30) Sept. 21, 1922.

²² FO228/3226 Cuttings from Hong Kong Daily Press, May 26, 27, 1922.

²³ "Some Eastern Enterprises," *Hong Kong Daily Press*, Oct. 3, 1922; FO228/3226 Cecil. C. Farrer to H. H. Fox (473/23/31).

²⁴ FO228/3226 T. C. Fitzhugh to A. Rose (Private and Confidential) Sep. 11, 1922.

²⁵ FO228/3226 Memorandum regarding the Sino-British Trade Association, Nov. 1922.

²⁶ FO228/3226 Mandate re Major Fitzhugh & Sino-British Association, Feb. 6, 1923.

²⁷ この問題の概略は、前掲拙稿「民国初期中国における外国人社会の役割」、二八～三〇頁で取り上げており、記述内容が一部重複する。

²⁸ FO228/3225 新華実業股份有限公司章程 Feb. 20, 1920.

²⁹ FO228/3225 D'Arcy Weatherbe to John Jordan, Feb. 20, 1920.

³⁰ FO228/3225 British Legation to FO No. 103, Feb. 27, 1920; *ibid.* D'Arcy Weatherbe to Charles D. Tenney, Mar. 20, 1920; *ibid.* Archibald Rose to FO, Apr. 19, 1920. 当時の張謇グループに対するイギリス側の認識については、前掲拙稿「民国初期中国における外国人社会の役割」二七頁を参照。

- ³¹ FO228/3225 批第二二三号、Feb. 16, 1920
- ³² FO228/3225 D'Arcy Weatherbe to Charles D. Tenney, Mar. 20, 1920; *ibid.* M. Lampson to FO, Apr. 13, 1920; *ibid.* D'Arcy Weatherbe to Beilby Alston, Apr. 20, 1920; *ibid.*, A. Rose to [Edward Jonah] Nathan, May 22, 1920.
- ³³ FO228/3225 British Legation to FO Tel. 364, Aug. 17, 1920; *ibid.* A. Rose to FO No. 581, Aug. 18, 1920; *ibid.* H. E. Dodge to D'Arcy Weatherbe, Oct. 25, 1920; *ibid.* D'Arcy Weatherbe to B. Alston, Dec. 6, 1920.
- ³⁴ FO228/3225 M. Lampson to D'Arcy Weatherbe, Mar. 24, 1920; *ibid.* Tenney to the Department of State, Mar. 26, 1920; *ibid.* D'Arcy Weatherbe to Rose, Apr. 8, 1920; *ibid.* Miles Lampson to Tenny, Apr. 10, 1920; *ibid.* British Legation to P. C. Young, Apr. 10, 1920; *ibid.* Welling Spencer to D'Arcy Weatherbe, Apr. 13, 1920; *ibid.* A. Rose to Tenny, Apr. 19, 1920; *ibid.* Cablegram to Major Nathan from the Kailan Mining Administration dated Tientsin (118), Despatched on Apr. 19, 1920, Received on April 20, 1920; *ibid.* Weatherbe's Iron Scheme (Minute) No. 26, Apr. 22, 1920.
- ³⁵ FO228/3225 P. C. Young to A. Rose, Apr. 11, 1920; *ibid.* British Legation to V. K. Ting [丁文江], Apr. 13, 1920; *ibid.* Proposed Anglo-Chinese co-operation in an Iron & Steel plant and an Engineering works in China, Apr. 14, 1920.
- ³⁶ FO228/3225 M. Lampson to FO Apr. 13, 1920; *ibid.* A. Rose to P. C. Young, Apr. 14, 1920.
- ³⁷ FO228/3225 P. C. Young to the Yangtze Engineering Co., Oct. 19, 1919; *ibid.* A. Rose to V. K. Ting [丁文江], Apr. 12, 1920; *ibid.* Young to A. Rose, Apr. 15, 1920; *ibid.* Cablegram from Major Nathan to the Kailan Mining Administration, Apr. 23, 1920; *ibid.* A. Ross to Lord Furness, May 12, 1920; *ibid.* P. C. Young to Viscount Furness, May 18, 1920
- ³⁸ FO228/3225 P. C. Young to Archibald Ross, Apr. 11, 23, 1920.
- ³⁹ FO228/3225 A. Rose to P. C. Young, Apr. 22, May 1, 1920.
- ⁴⁰ FO228/3225 P. C. Young to Archibald Ross, Apr. 27, May 3, 4, 1920; *ibid.* A. Rose to [Edward Jonah] Nathan, May 22, 1920; *ibid.* A. Rose to P. C. Young, May 24, 1920. しかし、ローズの説得にもかかわらず、ネイザンはこの事業への関心を示さなかった。恐らく彼は、前述の中英商業協会問題に掛かり切りになり、この問題に深入りする余裕がなかったのであろう。
- ⁴¹ FO228/3225 A. Rose to Liu Yüan [劉垣], Dec. 7, 30, 1920; *ibid.* Liu Yüan [劉垣] to Rose, Dec. 14, 1920.
- ⁴² FO228/3225 A. Rose to [Edward Jonah] Nathan, May 22, 1920.
- ⁴³ FO228/3225 Memo of a conference between Liu Yüan [劉垣], Ting [丁文江], and Weatherbe, at Pao Ma Chang, Nov. 30, 1920; *ibid.* Extracts from a Report on the Peipiao Coalfield, date unknown, 1920; *ibid.* Report on Peipiao and adjacent coalfields Sep. 22, 1920; *ibid.* D'Arcy Weatherbe to B. Alston: Coal in China, Dec. 6, 1920; *ibid.* British Legation to FO No. 794, Dec. 7, 1920; *ibid.* A. Rose to Mackay: Pei-piao [北票] Coal & Hulutao [葫蘆島] Harbour, Dec. 9, 1920.
- ⁴⁴ FO228/3225 Kailan Mining Administration to the Ministry of Agriculture and Commerce, Nov. 4, 1920; *ibid.* P. C. Young to Archibald Rose, Nov. 19, 1920.
- ⁴⁵ FO228/3225 E. Mackay to A. Rose, Dec. 9, 1920.
- ⁴⁶ FO228/3225 D'Arcy Weatherbe to B. Alston, Dec. 6, 1920.
- ⁴⁷ FO228/3225 British Legation to FO No. 792, Dec. 7 1920; *ibid.* Archibald Rose to P. C. Young, Jan. 11, 1921.
- ⁴⁸ FO228/3225 P. C. Young to A. Rose, Jan. 12, 1921.
- ⁴⁹ FO228/3225 A. Rose to P. C. Young, Jan. 13, 24, 1921.
- ⁵⁰ 前掲汪敬虞主編『中国近代經濟史：1895—1927』第一篇第四章参照。

在華イギリス籍会社登記制度と英中、英米経済関係、

1916～1926

中国近現代史の起点がイギリスによる「不平等条約」体制強制であることは、今日誰もが知っている。しかし、アヘン戦争、アロー戦争によって「不平等条約」体制を中国に強制してから国民革命に直面して対中国政策を大転換するまで、イギリス側は中国に対して常に優位に立っていたわけではない。この四分の三世紀に及ぶ両国経済関係の歴史的性格を決定していたのは、イギリス人ではなかった。両国関係を影から動かしていた真の主役は、イギリスやアメリカに留学するか香港もしくは条約港租界での居住経験を通じて、英語圏社会の価値観、行動様式に通じた「英語を話す中国人 (English-speaking Chinese)」だったのである。彼らは「不平等条約」特権で自己の所得財産を保護することが可能な場合のみ、在華イギリス企業に出資協力した。この「不平等条約」特権による所得財産の保護を見返りに在華イギリス企業に協力する「英語を話す中国人」の増加は、明代以来の伝統的商業秩序に対して絶大な破壊力を発揮したのである。在華イギリス企業に出資協力する「英語を話す中国人」の出現とその社会的影響を重視する見通しに立つと、清末民初期の英中経済関係を次のように時期区分することができる。

第一期 (1860～1880)：有力同郷同業団体による国内市場支配の確立によって在華イギリス企業が条約港租界内に封じ込められた時期。

第二期 (1881～1915)：「不平等条約」特権を利用した自己の財産と所得保護を目的に、在華イギリス企業に出資協力する中国人が増加し、明代以来の商業秩序を解体に追い込んだ時期。

第三期 (1915～1926)：自国の会社登記制度を利用する中国人並びに非イギリス人に対してイギリス政府、香港政庁が厳格な制限を設け、「不平等条約」体制が中国経済に対する影響力を急速に喪失させていった時期。

本稿は第一、二期に関する筆者の研究成果¹を踏まえ、その延長線上に位置する第三期の英中経済関係を、「不平等条約」特権を利用する中国人、非イギリス人に対するイギリス政府の対応という側面から検証しようとする試みである。なお、本稿での「非イギリス人」という言葉は、主題に関する史料の記述内容から専ら日本人とアメリカ人に限定して使っている。

在華イギリス企業の営業活動に協力する「英語を話す中国人」が利用した「不平等条約」特権とは、輸出子口半税特権並びにイギリス籍会社登記制度に含まれた株主の有限責任（limited liability）であった。この二つの「不平等条約」特権中、中国社会により深刻な影響を及ぼしたのは後者である。なぜなら清朝政府は輸出子口半税特権を無効にすることに成功したのに対し、後者については一九〇六年の破産律撤回によって自己の能力の限界をさらけ出してしまったからである²。アロー戦争終結以来、有力同郷同業団体によって条約港租界に押し込められ、買辦の債務補償の肩代わりをさせられていた在華イギリス企業は、この二つの「不平等条約」特権を「英語を話す中国人」に意図的に供与することで、ようやく劣勢を挽回できた。在華イギリス企業の中国商人に対する優位を誰の目にも明らかにしたのは、一九一〇年の「ゴム株式恐慌」で破産した中国人買辦からの債権回収である。この時在華イギリス企業は、在華イギリス銀行による金融市場安定のための資金融資を武器に清朝政府、革命政府に圧力をかけ、自分たちの債権回収を、他の中国人債権者より優先的に推し進めることに成功した³。

イギリス帝国主義による中国経済支配という旧来の定説に依拠して見るならば、在華イギリス企業の営業活動に出資協力する「英語を話す中国人」の出現は、イギリス側にとって極めて好都合だった筈である。しかし、当時のイギリス政府当局・香港政庁は「英語を話す中国人」を必ずしも好感視していなかった。なぜなら「英語を話す中国人」はイギリス本国会社法、もしくは香港会社法令を利用して偽装イギリス籍会社を設立登記する一方で、同法令が義務づける財務監査を拒否して乱脈経営を続けたからである。

もし中国人が設立した偽装イギリス籍会社の経営が悪化し、債権者から債権回収訴訟を起こされた場合、その審理を担当するイギリス領事裁判所、もしくは香港、上海最高法廷(the Supreme Court)は、イギリス法の適用対象外である筈の中国人の財産保護もしくは差し押さえをするよう迫られる。本来、中国側にイギリスのそれに対応する法体系が整備されていれば、こうした問題は起こり得ない。しかし多くの先行研究が明らかにしている通り、義和団事変直後から本格化した民法、商法体系の整備、そしてこれを根本から規定運営する中央集権国民国家体制樹立の試みは遂に成功しなかった。その結果、株主の有限責任を含む在華イギリス籍会社登記制度を利用する中国人、あるいは非イギリス人を如何に扱うかは、辛亥革命以降も重大な問題であり続けたのである⁴。

この問題に対するイギリス側の対応は、一八九八年のソールズベリ首相が在華外交官に出した通達に始まる。この通達によって、イギリス人が経営取締役、株主の過半数を占め、資本金の半分以上がイギリス人の財産でない会社は、イギリス籍会社として保護認定資格を得られないことになった。ところが、この通達に対して上海最高法廷判事から法的に問題があることが指摘された。すなわち、営業活動拠点を香港政庁の法管轄権区域内とするならば、たとえ経営取締役、株主、資本金所有者の過半数が中国人や非イギリス人であっても正規のイギリス籍会社として登記認定され得ることが、一八九四年に制定されたイギリス商船条例 (the Merchant Shipping Act) によって規定されていたからである。この規定は、船舶保護法を欠いていた当時の中国の内陸水系を航行するイギリス籍船舶を保護するのに不可欠であった。しかしその反面、この法的不備に乗じて香港で登記手続きを済ませた後、中国本土に営業拠点を移す偽装イギリス籍会社を続出させる結果にもつながった⁵。

たとえ偽装イギリス籍会社の設立登記を阻止できなくても、その経営者の乱脈経営だけは阻止しなくてはならない。こうした観点に立った法規制は、一九一〇年の香港会社法令 (以下、「香港会社法令〔一九一〇〕」と表記する) で実現した。香港会社法令 (一九一〇) の特徴は、この時の制度改正によって経営者の株主に対する債務補償責任を厳格化し、経営悪化に陥った場合の株主に対する経営者側の説明責任を義務づけたことにある。さらにこの香港会社法令 (一九一〇) を上海租界にも適用することを定めた枢密院令草案が一九一二年に作成され、一九一五年に発令された (以下、本稿ではこれを「一九一五年枢密院令」と表記する)⁶。

一九一五年枢密院令は、在華イギリス籍会社の登記申請資格をより厳格にし、さらにその登記管理体制を香港だけでなく上海租界にも拡張した点で画期的な意義を持つ。その骨子を簡単にまとめると次のようになる。①取締役と監査役の過半数がイギリス人であり、社主、清算人、受取人全員がイギリス人である会社のみ登記資格を有する。②香港政庁のみならず上海総領事館内にも会社登記所を設置し、両者の間で登記書類の正本と副本を交換させる。③香港並びに上海最高法廷双方が本国、香港以外の海外領土で設立登記手続きを済ませたイギリス籍会社に対する法管轄権を持つ⁷。

しかし、この制度改正によっても偽装イギリス籍会社問題は解決せず、イギリス政府はその後も一九一九年と一九二五年の二回にわたって枢密院令の改訂

を余儀なくされた。この間の事情をイギリス政府当局者の側から記録した史料は、イギリス国立公文書館 (the National Archives) 所蔵の外務省文書の中に残された「会社登記制度 (Company Registration System)」と題する三巻の領事報告 (FO228/3230-3232) 及びその補足文書ファイル (FO671/448) である⁸。本稿はこの四巻の文書及び当該時期の『ノース・チャイナ・ヘラルド』(The North-China Herald 以下 NCH と略記) に掲載された関連記事に依拠して、一九一五年枢密院令発効から南京政府成立前夜にかけての時期の偽装イギリス籍会社問題と、これに対するイギリス政府側の対応を扱うが、その際設定した課題は以下の通りである。

第一の課題は、言うまでもなく「一九一五年枢密院令」発効にもかかわらず、偽装イギリス籍会社はなぜなくならなかったのかという疑問である。この点と関連する第二の課題は、イギリス政府が行った法制度改正が、現実の英中関係にどのような影響を及ぼしていたのかという問題である。イギリス外務省領事報告は、イギリス政府による枢密院令の改訂が英中両国関係のみならず、対中国投資をめぐる英米関係にも大きな影響を与えていたことを記録している。二〇世紀米中関係史は、日中戦争との関係から南京政府成立以降に関心が集中しているが、ここでは第一次世界大戦終了直後から南京政府成立前夜にかけての米中経済関係についても史料の許す限り言及していく。これが第三の課題である。以上のように、英中、英米経済関係への影響を考慮に入れながら、会社登記制度を頂点とするイギリス私法が民国初期中国社会にどの程度の影響力を持っていたのかを論じ、この時期の中国の対外経済関係の制度的基盤の歴史的 성격に迫ることが第四の課題である。

なお、本稿は、平成 13~15 年度文部科学省科学研究費基盤研究 (C) 「イギリス私法体系が 20 世紀初頭の中国社会に与えた社会経済的影響」の支給を受けた研究成果の一部である⁹。

一 一九一五年枢密院令の限界

一九一五年枢密院令によって香港会社法令 (一九一〇) の適用範囲は香港のみならず上海租界にも及ぶようになった。これに伴って、在華イギリス企業は登記先を香港政庁にするか、あるいは上海領事館内に設置された登記所にするかによって“Hong Kong China Company” (以下、本稿では便宜上「香港登記在華イギリス会社」と表記する) あるいは“China Company” (以下、同様に「上

海登記在華イギリス会社」と表記する)と分類されることになった。前者は香港で営業活動を行うため、これまで通り香港会社法令の統制下に置かれた。これに対し、後者は上海最高法廷と上海登記所の統制下に入り、香港会社法令の統制下に置かれるものの、登記書類原本はもとより年次報告や担保に関する情報は全て上海登記所で分類保存されることになった¹⁰。

だが一九一五年枢密院令発効から二年が経過しても、香港政庁の財務監査命令に従わない偽装イギリス籍会社は跡を絶たなかった。イギリス外務省領事報告は、香港域外で営業活動を行い、従業員が誰一人として香港域内に滞在していない企業が数多く設立登記されていたことを報告している。それによれば、「一九一五年枢密院令」発効後もまだ八社が日本で営業活動を行い、一五社がそれ以外の海外で営業していたという¹¹。この他にも他地域での脱税手段に利用している例が報告されていた¹²。一方上海では、資本も経営も完全に中国人が掌握していながらイギリス籍会社としての地位を利用して、アヘン運搬のような非合法活動を行う会社の横行が報告されている。それによれば、中国当局がこうした会社を摘発しても、従業員が自分たちはイギリス籍会社の社員であると言い張って中国の法管轄権に従おうとしないのだという。さればと言って、イギリス側裁判所が代わってこうした会社を告発しても、責任あるイギリス人経営者がいないので、訴訟手続きには多大の困難を伴った¹³。中でも「一九一五年枢密院令」の不備を突いた顕著な事例として問題にされたのは、次のような三つの事例である。

(1)J. A. Wattie & Co. : 同社は、清末以来上海の富裕な中国人を顧客相手として、様々な金融投資活動を行っていた在華イギリス商人が所有経営する会社である。彼は辛亥革命前夜に起こった東南アジアゴム株式投機ブームに際して少なからぬ中国商人、金融機関に融資を行い、しかもその債権回収に当って並々ならぬ手腕を発揮したことで知られていた¹⁴。彼は自分の会社を香港会社法令(一九一〇)に基づいて設立法人化し、登記された事務所を香港に設置した。しかし、その事業活動の大半は中国本土で行われており、実際の本店は上海に置かれていた。同社の法律顧問、ダンカン・マクニール(Duncan McNeill)によれば、同社の経営は、四名からなる取締役会議(全員がイギリス人)が決定していた。同社の取締役中三名はロンドンに在住し、残る一名が会社から代理権を委ねられて中国に滞在し、その権限はロンドンの取締役会議からの電報による指示で、いつでも剥奪可能となっていた¹⁵。しかし、それは建前にすぎな

かったろう。実際は、このような経営組織形態をとることによって同社は、一九一五年枢密院令で規定された「香港登記在華イギリス会社」でもなければ「上海登記在華イギリス会社」でもなくなっていた。

ワッティーが自分の会社をこのように手の込んだ組織に仕立て上げたのは、彼が掌握する同社の経営や中国人顧客の資産運用の実態を上海最高法廷に把握されないためだった。果たして同社の実態に疑念を抱いたフレイザー (Hugh Fraser) 上海領事は、同社の支配人 (resident director) であったデビッドソン (W. S. Davidson) とマクニールを呼び出し、同社の経営形態に関する詳しい説明を求めた。両名は、同社が一九一六年に新しい約款を制定し、同社がロンドンの取締役会議からの指示統制に従うという形式をとることで、「上海登記在華イギリス会社」としての義務を免れようと図っていたことを白状させられた¹⁶。

そればかりか、この時の事情聴取により、同社が香港に設置した事務所の法的根拠もあいまいであることも明るみに出てしまった。同社が実際に、ロンドンの取締役会議で下された意思決定に従っていることを理由に「上海登記在華イギリス会社」としての資格を取り消されるためには、上海最高法廷の同意をとりつけることが必要だった。しかし、同社はこの同意をとりつけておらず、同社の主張には法的根拠がないことも明らかになった¹⁷。結局、ワッティー自身を含む取締役五名中、四名が上海に居住し、登記先を香港から上海に移転することを承諾させられて、この問題は解決した¹⁸。

(2) 華安合群股份有限公司 (China United Assurance Society Ltd.) : ワッティーが自分の所有経営していた会社の実態を上海最高法廷に知られまいとしてとった行為は決して例外的ではない。当時の中国には、在華外国籍各種機関投資会社の資本金、経営者、事業内容を監視統制する制度が根本的に欠落していたため、素性の怪しげな金融投資会社は少なくなかった。こうした会社の典型例が火災海上保険会社である。これらの金融投資会社の経営者は、自らの経営基盤を上海最高法廷に察知されまいと様々な奸策を弄した。この問題を違った角度から説明しているのが、華安合群股份有限公司設立に対する在華イギリス人、ヒューズ (A. J. Hughes) が『ノース・チャイナ・ヘラルド』に寄せた投書と、これに対する同紙の論説である。ヒューズによれば、この問題は一九一〇年の「ゴム株式」恐慌に際して倒産した数件の銭荘経営者と、社名不詳の外国企業の中国人従業員 (a Chinese ex-policy clerk) が設立した「延年公司 (the Home Life Assurance Co.)」という保険会社の倒産事件を発端としていた。同社は業務遂

行に必要なあらゆる条件が完全に欠落しており、当然ながら多くの被害者を出して倒産したらしい。辛亥革命前後の中国社会では、公衆と契約を交わし、その資金を運用する会社の財務状態を監査する法制度は存在していなかった。そのため、延年公司のように経営基盤の不確かな保険会社が雨後の筍の如く設立されていたのである。

その具体例が「一九一五年枢密院令」発布後に香港で設立登記された、火災海上保険会社である。表一はその一覧である。表一の備考欄は、この中にも経営基盤の怪しげな会社が含まれていたことを示唆している。まして偽装イギリス籍会社の財務監査が香港より困難だった上海であれば、経営基盤の不確かな火災海上保険会社が引き起こす弊害の大きさは容易に想像がつく。

華安合群股份有限公司の設立を目の当たりにしたヒューズは、同様な事件が起こることを危惧し、北京政府に対して保険会社の実態を監視審査する体制を樹立することの必要性を指摘し、農商務省の官僚に何回か書簡や口頭で注意を促した。その結果、彼は生命保険会社を統制する法案の起草に参加するよう要請され、実際に法案は作成されたが、袁世凱政権の崩壊によって実施されないままであったという。そのため、ヒューズは在華外国人保険数理士に対して、同法案の運用に協力するよう『ノース・チャイナ・ヘラルド』への投書によって呼びかけたのである¹⁹。

だが『ノース・チャイナ・ヘラルド』の論説主幹は、ヒューズとは対照的に、北京政府の制定した保険会社登記制度の効果には疑問を提起していた。というのも、現実に何人かの中国政府高官がその名義を貸し与えていた保険会社が設立運営されていたからである。そのため、上海で営業する保険会社に対する財務監査を含む統制は工部局（the Municipal Council）が行うべきであると反論して譲らなかったのである²⁰。

経営基盤の不確かな火災海上保険会社を排斥する動きも、香港側から本格化した。香港政庁は、一九一七年に火災海上保険会社条例（the Fire and Marine Insurance Companies Ordinance, 1917）を制定し、今後香港で設立登記を済ませた火災海上保険会社は、預託金一〇万両を登記所に拠出させ、最小限の資金的裏付けを義務づけた²¹。ところが、この法制化過程で、一九一五年枢密院令には、香港火災保険会社条例の規定を上海で営業する火災海上保険会社に適用する規定が欠落しているという重大な欠陥が明らかになったのである²²。

表1：香港で登記された火災海上保険会社（1915～1918年2月13日）

登記日時	会社名	授権資本(\$)	出資資本(\$)	払い込み資本(\$)	備考
1915年3月15日	Lun Cheong Mutual Fire & Marine Insurance Co., Ltd	500,000	150,000	75,000	違法行為により除名
1915年3月23日	Shanghai Fire & Marine Insurance Co., Ltd.	1,000,000	不明	不明	上海に移籍
1915年5月22日	Kwong Hung Insurance Company Limited,	300,000	75,000	75,000	破産
1915年6月16日	China Ping On Marine & Fire Insurance Co. Ltd.	500,000	122,200	122,200	
1915年7月12日	Sincere Insurance & Investment Co. Ltd.	1,200,000	1,200,000	600,000	
1915年9月3日	Luen On Fire & Marine Insurance Co. Ltd.	500,000	118,725	118,725	
1915年10月19日	Hung Fat Co. Ltd.	500,000	70,800	70,800	破産
1915年10月22日	Nanyang Marine & Fire Insurance & Exchange Co. of Hong Kong Ltd.	500,000	なし	なし	
1915年10月6日	Venus Fire & Marine Assurance Co. Ltd.	1,200,000	不明	不明	上海に移籍
1915年12月31日	Wing On Fire & Marine Insurance Co. Ltd.	1,500,000	407,350	407,350	
1916年1月7日	The Hongkong Mercantile Company Limited.	200,000	200,000	200,000	
1916年4月26日	Hong Nin Fire & Marine Insurance Co. Ltd.	500,000	146,000	146,000	
1916年6月13日	South China Fire and Marine Insurance and Godown & Loan Co. Ltd.	500,000	250,000	250,000	
1917年2月10日	Tai Sun Insurance & Banking Co. Ltd.	1,200,000	なし	なし	

出典：FO228/3230 Fire & Marine Insurance Companies Registered since 1st Jan. 1915, Feb. 13th, 1918

一九一五年枢密院令に不備があることが明らかであっても、在華イギリス政府当局は、香港登記イギリス籍会社を偽装した中国人設立の火災海上保険会社の保護をはっきりと拒絶するようになった。その例が、漢口イギリス租界で営業活動を行っていた金星水火保険有限公司（the Venus Fire and Marine Assurance Co. Ltd.）である。

同社是一九一八年六月二六日、経営不振から倒産し、債権者の訴えにより中国側地方裁判所が漢口イギリス租界の外にある社屋を差し押さえた。これに対して同社は、自社がイギリス籍企業であるから、同社資産はイギリス裁判所の管轄下に置かれていると主張して判決に従おうとしなかった。

金星水火保険有限公司の主張に対して中国側裁判所は次のように反論した。それによれば、同社は、明白な中国企業である金星人壽保險有限公司（the Venus Life Assurance Company Ltd.）と社屋を共有し、同社の経営傘下にあった。しかも同社の銘盤には「中国」という文字が銘打っており、逆にイギリス籍会社であることを示す表示はどこにも記されていない。さらに同社の広告には、「愛国同胞」という言葉が書かれている。このような言葉は在華イギリス籍会社の広告の中に絶対使われない。地元の華字新聞に掲載された広告の中にも、同社がイギリス籍企業であるとは一言も記されていない。漢口の中国人被保険者向けの保険料書類の一九一六年版にだけは、例外的に同社がイギリス籍会社であると書かれていたが、最新版にはそのような記述がない。そして決定的に重要なことは、同社の経営者全員が中国人であり、資本金も全て中国人の財産だったということである²³。

上海イギリス領事館のその後の調査によれば、金星水火保険有限公司は上海からの指令を受けて営業を行なう中国籍会社であり、登記書類によれば、七名の取締役中四名がイギリス人、三名が中国人であった。しかもイギリス人とは名ばかりで、実は全員が香港籍華人であり、その一人李茂之は、金星人壽保險有限公司の総稽であった人物である²⁴。この調査報告を確認した漢口イギリス領事館は、同社に対する保護を撤回することを北京のイギリス公使館経由で本国外務省に提案した²⁵。だが、この提案を了承した本国外務省からの保護取消命令が届く前に、同社は自主解散を決定した。この措置に伴って中国人株主が外国人株主から同社の株式を譲り受け、同社を中国政府に登録申請したため、この事件そのものも解決した²⁶。しかし、この事件は、上海側でも偽装火災海上保険会社取締りのための法的措置が必要であることをイギリス政府当局に強

く認識させるきっかけとなった。

(3)鴻安商輪船股份有限公司 (the Hoong On Steamship Company) 同社は、一九一〇年二月七日に香港会社法令 (一九一〇) に基づき、香港登記在華イギリス会社として設立登記された、上海と漢口間を往来する客船、貨物船を運航する航運会社である。しかし総発行株式三千株中、イギリス人株主が保有していたのは一六五株に過ぎなかった。イギリス人株主の保有株式は五年後の一九一七年には三二五株、翌年には一一二九株に増えたとはいえ、過半数に達していなかった。さらに、その後の調査で、同社の経営取締役の過半数が、一九一五年枢密院令が効力を有する上海英米租界、漢口イギリス租界内に居住していなかったことも判明した。こうした問題は、同社が当時イギリスと交戦中であつたドイツ籍の二隻の船舶を雇い入れ、さらに漢口イギリス租界内の土地の一角の利用権を申請したことから明るみに出た²⁷。

鴻安商輪船股份有限公司に限らず、当時の長江水系には、こうした偽装イギリス籍航運会社が少なくなかつたらしい。表二は、宜昌のイギリス領事館が行なつた長江上流域で操業する偽装イギリス籍航運会社の一覧である。

以上の事例から香港・上海最高法廷による財務監査、経営掌握を免れようとする偽装イギリス籍会社の経営者の本意が浮かび上がってくる。彼らにとって香港もしくは上海登記イギリス籍会社の地位は、中国人債権者から資産を守るための手段以上であつてはならなかつた。その代償として、自分たちの経営実態を、香港政庁やイギリス総領事館に把握されるつもりは全くなかつた。しかし、在華イギリス政府当局はもとより本国外務省は、偽装イギリス籍会社を設立登記する中国人やこれと結託する在華イギリス商人の手前勝手な行為をこれ以上放任する意思はなかつた。イギリス外務省は一九一七年一月二二日、枢密院令が効力を持つ範囲内に定住するイギリス国民以外は、香港・上海登記イギリス籍会社の経営者もしくはこれに準じる地位に就けなくするよう一九一五年枢密院令を改正する提案に対する上海総領事の意見を伝えるよう北京のジョーダン公使に指示した²⁸。打診を受けたフレーザー総領事は、毎年三ヶ月以上枢密院令が効力を発揮する範囲外に居住するイギリス人を「定住者 (resident)」としての資格を与えないことを条件に提案に賛意を表明した²⁹。

外務省内での意思統一を踏まえ、一九一五年枢密院令を修正した新枢密院令は、一九一九年一〇月九日にバッキンガム宮殿から発令された (以下、これを「一九一九年修正枢密院令」と表記する)³⁰。言うまでもなく、一九一九年枢

密院令の要点は、J. A. Wattie & Co. 並びに鴻安商輪船股份有限公司で明らかになった一九一五年枢密院令の盲点是正にあった。すなわち、上海登記イギリス籍会社の経営者は、一九一九年枢密院令の効力の及ぶ空間内に居住するイギリス人のみに限定されることとし、これに違反した会社及びその経営者、取締役は違反期間一日当たり五〇ドルの罰金が科せられ、それにも従わなかった場合は、上海最高法廷から解散命令が出されることになった。次に上海登記イギリス籍会社中、火災海上保険会社は、香港で制定された火災海上保険会社条例の規定を受けることになり、その執行責任者は香港総督ではなく上海総領事であることが規定された。これによって上海で設立登記された火災海上保険会社は、香港のそれと同様に預託金一〇万両を上海総領事館内の登記所を経由して香港政庁財務局に預けることを義務づけられ、違反した会社には最高で二〇〇ポンドの罰金が課せられることになった。

一九一九年修正枢密院令は、一九二〇年一月一日から発効した。この制度改正によって、清末以来在華イギリス領事裁判所、上海最高法廷を苦しめてきた、中国人やこれと結託した在華イギリス人によって設立された偽装イギリス籍会社の多くが解散に追い込まれた。表一や表二に記されたのは、その一例である。しかし、この制度改正は、思いもよらぬ副作用を引き起こすことになった。それは、次章に示すように、日本人やアメリカ人がイギリス人、中国人と共同で設立した、経営基盤の確かな「イギリス籍会社」の存続を脅かしたからである。

二 一九一九年修正枢密院令の副作用

一九一九年修正枢密院令によって経営組織再編を迫られたのは、英日もしくは英米合辦会社である。それらは他の偽装イギリス籍会社とは異なり、業績も順調であったため、上海経済界に大きな波紋を引き起こした。特にこの問題をめぐる在華アメリカ商人の反発は凄まじく、その後のアメリカの対中国経済政策の根本的な立て直しにつながるようになった。

第一節 上海紡織会社 (the Shanghai Cotton Manufacturing Co. Ltd) 事件

同社は、一八九五年に楊樹浦で設立された中国人経営の紡績会社、裕晉紗廠を起源とする。その後、一八九七年に欧米資本によって協隆紡績会社 (Yah Loong Cotton Spinning Co.) に改組されたが、同社は株主に一回も配当を出せぬまま、一九〇一年末に主たる融資元だった露清銀行によって競売に付された。これを

表二：偽装イギリス籍内地航運会社

会社名	経営実態	1919年枢密院令施行後の変化
川路輪船公司(Szechuan Railway Steam Navigation Co. Ltd.) Szechuan Steamship Co. Ltd. (漢字名不明)	イギリス密輸に関わっていた船舶を所有 イギリス人三名と中国人一名を代表取締役とし、 宜昌と重慶間を運航。	同社保有の二隻の汽船は、中国人に差し押さえられ、The Yangtze Insurance Association Ltd. に多額の負債を負い、差し 押さえられた汽船の営業収益によってこれを完済すると同時に解 散の予定。
安利輪船公司 (An Lee Steamship Co. Ltd.)	イギリス人一名と中国人三名が代表取締役。この 中の三名はArnhold Bros.社員。実際には誰が経営 の実権を掌握しているのか不明。	経営権は、Arnhold Bros.に移行。
Lemon See and Co.(漢字名不明)	イギリス人一名と中国人三名が代表取締役。この 中の三名はArnhold Bros.社員。実際には誰が経営 の実権を掌握しているのか不明。	同社保有の二隻の汽船は、中国人に差し押さえられ、The Yangtze Insurance Association Ltd. に多額の負債を負い、差し 押さえられた汽船の営業収益によってこれを完済すると同時に解 散の予定。

出典：FO2228/3230 M.W. Lampson to Crown Advocate No. 13, Apr. 20, 1920; Ibid. H. P. Wilkinson to Bailly F. Alston No. 39, May 7, 1920; "H. M. Supreme Court: In re the Szechuan Railway Steam Navigation Co. Ltd.," NCH Sep. 6, 1919, pp. 641-2.

買い取った周熊甫という中国人は、興泰号という棉花商店を経営する商人だった。周熊甫は買い取った工場を興泰紗廠として経営したが、興泰号の破産により興泰紗廠は一九〇二年夏、再度競売に付された。今度は三井物産の山本条太郎が中国人綿糸商公信、呉仲記、大豊と協同で買収し、同年一二月に香港政庁にイギリス籍会社として登記手続きを申請し受理された。この時点での同社の取締役は、山本の他に、ホレーショ・ロバートソン (Horatio Robertson)、印錫章、呉麟書の四名である。三井物産は、一九〇三年三月から同社への一部出資と、営業上の責任を負わない形での代理店 (agent) 引受けを承認した。

同社の事業はこれを境に好転し、経営は軌道に乗った。一九〇六年には大純紗廠を買収し、三泰紡績会社を組織し、さらに一九〇八年に上海紡績と合併し、ここに上海紡織会社が誕生した。同社の資本金百万上海両は、額面五〇両の株式二万株を発行することで調達し、三井物産が引き続き代理店となった。表三に示す通り、同社是一九二〇年まで怡和紗廠に次ぐ高配当を続け、一九一四年には株式を追加発行し資本金を二百万上海両に増やし、設備拡張を続けていた³¹。当時の登記書類によれば、上海紡織会社の経営取締役は、プレントイス (J. Prentice) , モリッス (H. E. Morriss) , ダイアー (W. H. N. Dyer) , (ノダイラ) , オータニ (K. Otani) の五名であり、その代理人兼総支配人は、三井物産となっていた³²。

同社の取締役の過半数は、一九一五年枢密院令はもとより一九一九年修正枢密院令が有効な空間内に居住するイギリス人ではなかった。そのため、マシューズ (F. N. Matthews) を代表とするイギリス人株主は一九二〇年二月一日、同社の経営権をイギリス人に移行し、同時に同社の経営実態を帳簿に基づいて公開することを同社取締役会議に迫った。上海紡績会社取締役会議はこれに対抗して二月一四日、三月一日に臨時株主総会を開催し、同社事業の一切を三井物産に売却し、新会社に組織替えをする通達を発表してこれに対抗した。三井物産もまた二月一六日に同じ趣旨の通達を出した。

実質はともかく、上海紡織会社は登記書類上では、香港登記イギリス籍会社ということになっている。したがって三井物産が経営の実権を掌握しているのは、明らかな一九一九年修正枢密院令違反になる。イギリス人株主が、登記書類に基づいて同社の経営権をイギリス人側に取り戻そうと試みたのは、法手続き的には全く正当な措置である。彼らは同社取締役会議が、株主側の要求を無視して同社の事業資産の全てを三井物産に売却しようとするのは明らかな定款

表三：在華紡各社の配当率 (%)

年度	怡和	老公茂	鴻源	瑞記	公益	楊樹浦	上海紡績
1903	8	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	8
1904	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	10
1905	16	8	n.a.	5	n.a.	n.a.	20
1906	20	8	8	10	n.a.	n.a.	n.a.
1907	5	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.
1908	10	8	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.
1909	22	6	10	7	n.a.	n.a.	15
1910	8	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	8
1911	14	5	n.a.	n.a.	12	n.a.	8
1912	22	11	8	10	15	n.a.	16
1913	30	12	13.3	12	15	n.a.	20
1914	24	n.a.	6.7	n.a.	12	n.a.	22
1915	32	n.a.	7.5	n.a.	15	n.a.	15
1916	18	n.a.	n.a.	n.a.	9	n.a.	12
1917	40	2.5	16.7	n.a.	20	25	12
1918	24	7	n.a.	8.3	16	5.3	24
1919	36	50	n.a.	50	50	20	36
1920	180	65	n.a.	40	88	100	147

出典：高村直助『近代日本綿業と中国』81頁

違反 (*ultra vires*) であると主張し、その差し止め請求訴訟を上海最高法廷に起こした。これに対して上海紡織会社取締役会議側は、株主の大半は同社の経営権委譲を望んでおらず、そのため株主の権利を混乱させることなく会社組織を温存させるためにも、同社を一九一九年修正枢密院令の規定対象外にすることは必要だと主張して全面的に争う構えを見せた³³。

この訴訟は原告側勝訴で終わったにもかかわらず、三井物産は四月九日に上海紡織会社の臨時株主総会開催を強行し、同社の自主的解散を發議した。議案は賛成二万四千五十三株、反対五千八百十二株で可決採択され、三井物産はこれを踏まえ、トムプソン (N. Thompson) とウィルキンソン (E. S. Wilkinson) を清算人に指名した³⁴。イギリス人株主側は、これに対抗して、今度はバレット (Frederick James Burrett) を代表に立てて同社の経営実態、資産状況の公開を重ねて迫ると同時に、自分たちが推薦するロス (Eric Munro Ross) を清算人の一人に追加することを臨時株主総会で提案した。しかし彼らの提案は、いずれも否決却下された。そこで今度は同社の解散を要求する訴訟を引き起こした。しかしその訴訟審理の過程で、同社の経営が好調で、もしここで解散命令を出したりすれば、大量の失業者が発生しかねないこと、イギリス人株主の一段が独力で同社の経営を存続する力のないことが明るみに出てしまった³⁵。ここに原告側は、これ以上の争いは無益と悟り、訴えを取り下げた³⁶。その後同社は自主解散の後、資本金四百万上海両の日本籍会社として再出発することになり、旧株主は旧株式一株と引き換えに額面五十両の新株二株を受け取る権利を有することが特別株主総会で正式に議決された。

この訴訟を背後から操っていた黒幕は、山本条太郎が興泰紗廠を周熊甫から買い取った当時、同社の取締役の一人だった、ロバートソンであったと思われる³⁷。現存する史料には経緯が一切記されていないが、彼は何らかの理由から山本や三井物産と衝突し、一九一四年までの間に取締役を解任されたと推測される³⁸。そこで彼は、一九一九年修正枢密院令発令の機会をとらえ、他の株主を唆して訴訟を起こし、あわよくば同社の経営の実権を奪い返そうと目論んだのではあるまいか。この仮説を間接的に裏付ける証拠が一つある。上海紡織会社が日本籍会社に移行した直後、ロバートソンは自分が所有していた旧会社の株式二〇五二株を新会社の株式四一〇四株に引き換えるよう請求している。これに対して新上海紡織会社はロバートソンの請求を裏付ける証拠書類も株式も一切存在していないと回答しているのである³⁹。恐らく会社組織の再編成に伴

う書類整理の機会を利用して、三井物産と上海紡織会社は、かねがね仇敵視していたロバートソンを放逐するために敢えてこのような措置に出たのであろう。

上海紡織会社事件は、条約港社会に於ける在華イギリス商人の非力を暴露した画期的な事件である。在華イギリス企業、商人は第一次世界大戦終了後の中国では、ジャーディン・マセソン商会や香港上海銀行、開灤礦務総局といった特権的大企業を除けば、独力で会社を設立経営する力がなくなっていた。それには「英語を話す中国人」やこの事件での日本人のように、非イギリス人の協力が不可欠になっていた。それが、一九一五年枢密院令、一九一九年修正枢密院令の施行によって不可能になると、己の無力をさらけ出すことになったのである。このことをより直截に物語っているのが、アメリカとの合辦会社をめぐる問題である。

第二節 在華アメリカ人の反発とアメリカ政府の対応

イギリス外務省領事報告に残された文書から見る限り、一九一九年修正枢密院令に対して如実な反発を示したのは「英語を話す中国人」ではなく、在華アメリカ人実業家である。最初、イギリス側はアメリカ側の反発を軽視していた。たとえば上海イギリス商業会議所（和明公所）は、アメリカ人商業会議所会頭から一九一九年修正枢密院令撤回要求を突きつけられても、この修正枢密院令は在華イギリス企業をイギリスの法体系下に置くために必要な措置にすぎず、特定国の人間を排撃する意図はないと素っ気無い回答をしていた⁴⁰。

北京のイギリス公使館も、事態を楽観視していた。アメリカ人商業会議所の反対運動を扇動していたのは、偽装イギリス籍保険会社の一つ、華洋人壽保險公司(the Shanghai Life Insurance Company)の経営取締役だったパーカー(Parker)という悪名高いアメリカ人だったからである。イギリス公使館の調査によれば、偽装イギリス会社として登記手続きを済ませていたアメリカ人事業組織は七、八社に過ぎず、しかもその中で正真正銘のアメリカ企業の名に値するのは三社に過ぎなかった⁴¹。

だが、ほどなくしてイギリス側は、一九一九年修正枢密院令が中国における英米両国権益に重大な影響を与えかねない問題を引き起こしていたことに気が付いた。それは、英美煙公司中国現地法人(British American Tobacco [China] Co.)と祥泰木行有限公司(The China Import and Export Lumber Co. Ltd.)という、正真正銘の合辦企業の経営組織に重大な影響を及ぼしていたからである。

英美煙公司是、一九〇二年にイギリスで設立された多国籍企業である。中国での営業活動は、小規模な輸入、生産事業を行なった後、生産事業部門を英国煙公司（British Cigarette Co.）として香港で登記手続きを済ませ、自社製品販売と輸入部門は同社の中国現地法人が担当していた。同社中国法人だけでも、約五百名の外国人社員を含む千名の従業員を雇用する大企業である。その中には、アメリカのヴァージニア州や北カロライナ州から招聘したタバコ栽培の専門家が多数含まれていた。彼らは、ヴァージニアタバコの種子とともに資金を農民に融資してタバコ葉の加工小屋も建設させた。同社の生産事業に必要な専門的知識は専らこのアメリカ人技術者に依存しており、その総責任者は英国煙公司の支配人を兼ねるアメリカ人（氏名不詳）であった。

さらに、英国煙公司是ハルビンで事業を営むロシア人、ロパト（A. Lopato）の経営する老巴奪有限公司（A. Lopato Sons Ltd.）の経営権を取得し、一九一九年に英美煙公司中国現地法人は上海登記イギリス籍会社となり、英国煙公司の株式を保有して子会社化した。一方老巴奪有限公司の全従業員は、ロパトを支配人に戴いたまま、駐華聯合煙草公司（The Alliance Tobacco Co. of China Ltd.）という子会社に再編成されて英美煙公司中国現地法人の系列下に収まることになった⁴²。

もし一九一九年修正枢密院令が字義通りに施行されれば、中国に於ける英美煙公司の経営組織は存続困難になる。アメリカ人支配人に率いられたタバコ栽培技術者やロパトに経営を大幅に依存していた英美煙公司中国現地法人は、ロンドンの本社を通じてイギリス本国政府植民省を通じて外務省に働きかけ、事態の改善を要求した⁴³。これを受けた外務省は、一九二〇年一月から、北京のイギリス公使館に対して一九一九年修正枢密院令を修正することなく、英美煙公司の経営組織に打撃を及ぼさない方法を模索するよう調査を命じた⁴⁴。

これとほぼ時を同じくして、英美煙公司中国現地法人代表のアチソン侯爵（Viscount Acheson）とケネット（William B. Kennett）は、北京イギリス公使館に新任のマイルス・ラムプソン（Miles Lampson）公使を訪ね、打開策を協議している。英美煙公司側はこの席で一つの提案を非公式に行なった。それは、本国政府が追加枢密院令を發布し、上海登記イギリス籍会社が一定の条件下に限って非イギリス人支配人を雇うことを許可する権限をイギリス公使に与えるというものであった。さすがに一私企業の提案に基づいて一国の方針転換を決定する訳にはいかないの、本国外務省と外務大臣には公使館からの提案とい

う形式にして電信と書簡で伝えられた⁴⁵。

しかしこの提案に対しては、上海総領事館及び上海最高法廷が強く反対した。もしこのような制度改正によって非イギリス人を支配人に雇うことを許可してしまえば、一九一九年修正枢密院令は骨抜きになってしまうからである。両者は、英美煙公司中国現地法人に対して登記先をロンドンもしくは香港、あるいはフィリピンに変更することを暗に要求した⁴⁶。その結果、英美煙公司中国現地法人は一九二〇年四月、登記先を上海から香港に変更し、併せて子会社である英国煙公司与駐華聯合煙草公司是、その工場設備を親会社である英美煙公司中国現地法人に売却し、これに伴って同社の経営取締役全員も上海から香港に移住することを決定した。この措置によって同社の中国本土各地の非イギリス人支配人は、香港の取締役会議の統制下に置かれた販売部長と位置づけられることになり、一九一九年修正枢密院令との抵触問題は解決した⁴⁷。

英美煙公司中国現地法人とともに、中国での事業活動をめぐって英米両国間に深刻な対立を引き起こしたもう一つの会社は、祥泰木行有限公司である。同社は、アメリカ西海岸産木材の輸入販売業務を行なう会社で、中国各地に支店を有していた。各支店支配人の業務は、総支配人であるアメリカ人のカール・ザイツ (Carl L. Seitz) の指揮下に置かれていた。そのザイツも通常の業務を越える件については、取締役会議 (全員イギリス人から構成される) の指示を仰ぎ、同社発行の小切手と重要書類には、ザイツの他に取締役の一人の署名が必要だったという⁴⁸。このような経営組織形態から見て、同社が正真正銘の在華イギリス籍会社であったことは疑いない。

にもかかわらず、一九一九年修正枢密院令が施行された結果、同社は、ザイツの解任し、その経営権を安利洋行 (Arnhold Brothers Co. Ltd) に移譲することを余儀なくされた。ザイツはアメリカからの木材輸入取引に知悉した優秀な人物であり、いかにその解任が法律上やむを得ないものであったとしても、同社の経営に大きな痛手となったことは否定できなかった⁴⁹。そのため、同社の親会社でオレゴン州ポートランドにある Dant & Russell Incorporation から一九一九年修正枢密院令を、上海登記イギリス籍会社の取締役会議議長が、枢密院令の効力範囲内に居住するイギリス国民であるならば、それ以外のいかなる人間を取締役に就任させ、あるいは業務の総括的な統御を行なわせても構わないという内容に再度修正できないかと打診されている⁵⁰。だが、ワシントン、ロンドン、北京経由で届けられたこの要求に対しても、フレーザー領事は頑と

して応じようとしなかった⁵¹。

上海イギリス総領事館としては、一九一九年修正枢密院令を厳格に施行することで、前世紀末以来悩まされてきた、中国人の設立した偽装イギリス籍会社や在華外国企業と雇傭取引関係を結ぶ中国人買辦の専横問題を解決することが最優先課題だったため、英美煙有限公司中国現地法人や祥泰木行有限公司のような事例を軽く考えていたのであろう。事実、この修正枢密院令の効果は大きかった。並みいる在華外国企業が、一九二〇年を境に経営組織を再編成し、買辦や非イギリス人支配人を取締役会議の厳格な統制下に置き、彼らの裁量権を著しく制限するようになっていたことが、最近の研究によって裏付けられているからである⁵²。

だが、中国から遠く離れたアメリカ本国には、こうした事態は正確に伝わらなかった。在華アメリカ商人やアメリカ本国の実業界の目には、一九一九年修正枢密院令とは、自分たちの中国での事業活動やイギリス企業との協力関係を損なう敵対行為と映ったのである。そのため、一九二〇年後半以降、ワシントンのアメリカ議会では在華アメリカ人事業組織の登記制度問題が大きく取り上げられることになる。

第三節 中国貿易法（China Trade Act 1922）の制定

わずか二社の例外的な事例にアメリカ側が極端なまでの反発を示した背景には、第一次世界大戦を契機に飛躍的に拡大した中米経済関係と、それに比べてあまりに貧弱だった在華アメリカ籍会社登記制度という現実がある。この時期のアメリカ側の動向は、一九二〇年六月から一九二二年の中国貿易法制定と三年後の改訂に至るまでアメリカ議会上下両院に提出された文書及び上院司法委員会の聴聞会記録によって詳しく跡付けることができる。聴聞会の記録文書は、ワシントンのイギリス大使館から北京のイギリス公使館に送られており、これがイギリス外務省領事報告（FO228/3230）に収録されている。

一九一五年枢密院令発布から一九一九年修正枢密院令発布までの四年間に、中米両国間の貿易規模は急拡大し、中国の対外貿易全体の中にアメリカが占める割合は一七％に達し、これに伴って在華アメリカ企業の数も四八社から三一三社（一九二〇年）へと飛躍的に増加した。しかも、当時の中国実業界は、イギリス政府による自国会社登記制度の厳格化に加えてドイツの敗戦、山東問題をめぐる日本に対する失望の反動から、かつてないほどの親米感情の高まりを

見せていた。

ところが、競争相手である在華イギリス、日本企業に比べて在華アメリカ企業は、制度面で二つの難点を抱えていた。第一に、当時のアメリカ本国の会社登記制度は四八の異なる州法下に置かれており、その中には好ましからぬ事業を認可する州法もあった。第二に、競争相手のイギリスや日本企業と違って在華アメリカ企業は、本国連邦政府に対して所得税や過剰収益税（*excess profits taxation*）納入を義務づけられていた。こうした理由から、在華アメリカ企業と合辦事業を設立することで自国の工業化を促進しようとする親米的な中国人でさえ、イギリス企業もしくは日本企業を相手に合辦事業を企画せざるを得なかった。それでも大戦中は、イギリスやヨーロッパ大陸諸国系企業を気にする必要がなかったから、在華アメリカ企業は連邦政府に納める所得税や過剰収益税に文句を言わなかった。ところが戦争が終わり、在華アメリカ企業がイギリスやヨーロッパ大陸企業との競争再開に及んで状況は一変した。在華アメリカ企業は、中国市場に於いて他国企業と同じ税制基盤に立つ必要性を痛感するようになったのである⁵³。

以上の難点を回避するために、在華アメリカ企業は従来、香港会社法令に依拠して香港登記、もしくは上海登記イギリス籍会社の資格を獲得していた。この方法は、同時に在華アメリカ企業に猜疑心を抱きがちなイギリスの銀行からの信用供与を得る上でも好都合だったという。ところが、一九一九年修正枢密院令の施行により、イギリスの会社登記制度を利用することは不可能になった。このような情勢の変化を受けて、天津アメリカ商業会議所、エバーハート（*Charles C. Eberhardt*）上海アメリカ総領事等が音頭をとって、在華アメリカ企業の登記制度の統一と税制上の不備是正を連邦政府に求める在華アメリカ商人の証言記録が集められ、一九二〇年一二月一〇日に下院司法委員会の聴聞会に提出された⁵⁴。その結果、一九二一年四月に議会下院に提出され、審議修正の後、翌年四月に議会上下両院を通過し、制定されたのが「中国貿易法（*China Trade Act 1922, H. R.4810*）」である。

中国貿易法の主たる要点は、第二条から第四条に集約されている。その要点は次のようにまとめられる。中国（本土、「満州」、チベット、モンゴル、租借地、香港、マカオ）で事業を行なう目的で会社を設立する場合、その登記係りは商務省長官が任命した役員がこれを担当する。次に会社設立者は、過半数のアメリカ市民を含む五名以上の人間が必要であり、その定款、約款は商務省が

保管し、結成者中の最低一名はコロンビア特別区内に住むことが要求された。次に授權資本の最低二五%は現金で用立てられていなければならなかった。さらに、中国貿易法の管轄下にある会社は、手形割引その他あらゆる銀行、有価証券売買業務が禁じられた。

表四 中国貿易法の適用を受けたアメリカ企業

年度	払込資本金 (米		
	登録企業数	\$)	解散した企業数
1922	2	\$2,250,000	0
1923	6	\$1,301,600	0
1924	2	\$156,000	1
1925	14	\$5,941,000	2
1926	25	\$5,121,500	1
1927	5	\$6,295,000	1
1928	18	\$3,582,000	8
1929	24	\$4,874,500	2
1930	4	\$205,000	4
合計	100	\$29,730,600	19
解散した企業数	26	\$6,074,100	
現存する企業数	74	\$23,656,500	

出典：仇華飛『中美経済関係研究』208頁

同法の規制は三年後に緩和され、設立に必要な人数は「五名」から「三名」に削減され、授權資本の最低二五%が現金もしくは、取締役の保護下にある現物もしくは個人資産でもよいことになった。ただ、その三名の氏名と住所が設立者として表記され、事務所の存続期間中はアメリカ市民であることが義務づけられているし、参入禁止業務も「手形割引その他あらゆる保険金融業務及ぶ航運業務」に拡大されている⁵⁵。

それでは、中国貿易法の制定施行によって、在華アメリカ企業の立場はどこまで改善されたのであろうか。表四は、一九二二年から一九三〇年五月までに中国貿易法の適用対象となった在華アメリカ企業の数と資本金金額、解散した企業数を示したものである。この時期から一九三一年にかけてアメリカは中国

にとって最大の輸入相手国に成長したにもかかわらず、同法の適用対象となっていたのは、全在華アメリカ企業中のわずか七分の一にすぎなかった⁵⁶。

このことは、次のようなことを意味する。在華アメリカ人実業家と手を組んで合弁会社を設立したがっていた、多くの「英語を話す中国人」にとって、中国貿易法の規制はあまりに厳格で、彼らの資産保護に殆ど役に立たなかった。逆に資本、実務上のノウハウを有する「英語を話す中国人」の協力を必要とする在華アメリカ商人、実業家にとってもこの法律は実に利用しにくかったことも事実である。その結果、中国貿易法に基づく登記手続きを行わないか、そもそも行ない得ない在華アメリカ企業ばかりが営業活動を行なう結果となったのである。従って、大半の在華アメリカ企業は、自国の会社登記制度はもとより香港・上海のイギリス籍会社登記制度の保護をも当てに出来ない、極めて不安定な地位の中で営業活動を行なうことを迫られていたということの意味する。そして、このことは、多くの「英語を話す中国人」実業家にとって最早イギリスの会社登記制度やアメリカ企業が、資産保護手段としては頼むに足らない存在になっていたことを意味したのである。

三 一九二五年枢密院令の制定

第一節 偽装イギリス籍会社問題の再燃

在華日本・アメリカ企業との協力関係維持を困難にし、さらにアメリカ政府の反発を引き起こすという高い代償を払ったにもかかわらず、一九一九年修正枢密院令は、本来の目的であった中国人による偽装イギリス籍会社を完全に払拭できなかった。一九二〇年代になって偽装イギリス籍会社を設立していたのは、中国本土に住む「英語を話す中国人」ではない。香港に在住する裕福な香港華人実業家だった。彼らは、自らの生命財産を安全な香港に確保しておける香港籍華人としての地位を利用し、辛亥革命以降、広東省の地方財政を掌握しようとして広東臨時政府上層部に取り入っていたことが明らかにされている⁵⁷。

彼らの中国本土進出の試みはこれだけにとどまらない。イギリス外務省領事報告（FO228/3231）には、漢口イギリス領事館が作成した香港華人実業家が設立した二つの偽装イギリス籍銀行に関する記録が残されている。

第一の事例は、香港国民商業儲蓄銀行（the National Commercial and Savings Bank）が支店開設用に漢口イギリス租界の土地の一角の租借を申請し、却下された件に関する文書である。それによれば、香港国民商業儲蓄銀行は一九二一

表五：香港国民商業儲蓄銀行・廣東銀行の取締役名簿

香港国民商業儲蓄銀行取締役名簿（漢字名不明）

氏名	住所
Kwok Chuen (C The Wing On Co. Ltd.	Hongkong
Y. P. Mu	No. 3 Breest Path, Hongkong
Wong Kwok Shu	38c Bonham Road, Hongkong
Lei Nei Shan	39 Des Voeux Road, West Hongkong
Hong Shing	19 Tse Lane Terrace, Hongkong
Kwon Wing Kok	11 Kung Wo Terrace, Hongkong
Jen Con Sang	10 Kung Wo Terrace, Hongkong
Tam He Sze	1 Lyndhurst Terrace, Hongkong
Ma Wing Chen	12 Kung Wo Terrace, Hongkong
De Jackman	The Wing On Co. Ltd. Hongkong
Ching Cho	27c Caine Road, Hongkong
Ma Che Kam	The Sincere Co., Ltd., Canton
Ng Tung Kai	276 Des Voeux Road, Central, Hongkong
M. Chan Harr	1 Kung Wo Terrace, Hongkong
Lar Yeu To Ming	39 Des Vouex Road, West Hongkong

廣東銀行取締役名簿

氏名	住所	身分
李 煌 堂	No. 269 DesVoeux Road Central, Hongkong	商人
陸 蓬 山	No. 6 West Terrace, Caine Road	銀行家
李 星 衢	No. 186 Des Voeux Road, Central	商人
馬 叙 朝	No. 249 Queen's Road, Central	商人
李 保 蔡	No. 114 Wing Lok Street	商人
譚 燦 堂	No. 279 Des Voeux Road, Central	商人
伍 耀 廷	No. 90 Bonham Street East	商人
李 榮 光	No. 153 Queen's Road Central	商人
伍 于 澣	No. 73 Bonham Strand West	商人
李 禮 廷	No. 125 Connaught Road Central	商人
鐘 錫 著	No. 38 Bonham Strand West	商人
陳 符 祥	No. 269 Des Voeux Road Central	商人
林 獲	No. 37 Des Voeux Road, Central	商人
蔡 昌	No. 181-195 Des Voeux Road Central	商人
蔡 少 垣	No. 61 Wyndham Street.	商人

出典：FO228/3231 R. E. Stubbs to R. Macleay, Mar. 8, 1923

年十一月一七日に香港で設立登記された、資本金二百万ドルの銀行ということになっていた。申請書によれば、上海登記イギリス籍会社としての登記手続きも済ませていたことになっていた。ところが、イギリス総領事館の調査によってこれが虚偽であることが判明した。それによれば、同行は一九一五年枢密院令が施行される二年前に登記手続きを行なっていただけの、典型的な偽装イギリス籍会社であった。表五に示す通り、その取締役は、一名を例外として全て香港華人と中国系アメリカ人であった。

設立趣意書によれば、同行の主要業務は、「広東もしくは香港以外のどこかで支払手形 (demand draft) もしくは銀行券を発行し、これを広東もしくはそれ以外のどこかで流通させること」であったという。漢口イギリス領事館は、もし同行の支店開設を許可し、発券業務を行なわせれば、中国での銀行券発券業務を混乱させかねないと危惧した。ところが、同行は一九一三年に登記手続きを済ませた会社であり、いったん登記申請を認められた会社に登記を撤回させることは法的に不可能であった。そこで、漢口イギリス領事館は、苦肉の策として、イギリス租界の内部ではなく、租界内の華人地区での滞在のみを許可した。すると同行漢口支店はこの指示に従わず、租界外部に隣接する土地を確保し、ここに支店を開設し、営業活動を開始した。困り果てた漢口イギリス領事館は、本国大臣からの訓令に従って、もし地元権力による強制徴発が行われた場合でも、同行をイギリス籍企業として一切保護せず、単に香港登記イギリス籍会社であることを確認するだけにとどめると通知した⁵⁸。

漢口イギリス領事館の不安は二年後に的中した。当時の漢口は、軍閥呉佩孚の支配下にあり、呉佩孚は戦費調達のために、地元の中国系金融機関に対して、一千萬元相当の軍票の買い取りを強制していた。同行は、この要求に対して、自分たちがイギリス籍会社であることを理由に徴発を拒んでいたからである。同行のこのような主張がどこまで功を奏していたかは残された文書からはわからない。しかし、この事件が示すように、香港華人あるいは中国系アメリカ人が設立した偽装イギリス籍会社問題がこの時点になっても在華イギリス当局を悩ませていた実態が浮かび上がってくる⁵⁹。

もう一つの事例は、漢口旧ロシア租界の一角に支店開設用の土地を購入し、所有権の移転を申請した広東銀行 (the Bank of Canton) の事例である。申請書によれば、同行も香港登記イギリス籍会社、上海登記イギリス籍会社の資格を保有するというになっていた。ところが、漢口イギリス領事館からの問

い合わせに対して香港政庁は、同行の取締役が全員中国人であり（表五参照）、外国為替部長はオランダ国籍を有する華僑であること、取締役中四名はイギリスの出生証明書を取得しているが、両親が中国人であることを回答してきた⁶⁰。さらに漢口イギリス領事館の目を引いたのは、同行が中国本土で銀行券発行業務を六年も続けていたという事実であった。広東銀行が漢口イギリス領事館に提出した書簡によれば、その発行総額百九十三万一千四百九十五ドルに対して、確実な兌換準備金は一万九千三百三十七両と五六万千ドルに過ぎなかったからである。

当時の香港では、国務大臣の許可を得ない限り、香港内での紙幣発行は禁じられていた。ところが、香港登記イギリス籍会社の資格を保有した銀行が、中国本土で発券業務を行なうことを禁じた法令は中国側にもイギリス側にもなかった。香港国民商業儲蓄銀行も広東銀行も、こうしたイギリス側の法体系の不備を突いて、中国本土で銀行券発券業務を行なう香港登記イギリス籍会社が少なくとも七つ存在していたという⁶¹。こうした無責任な発券業務を続ける香港華人が設立した銀行が万一経営破綻に陥れば、被害を受けた中国人の憎悪は、こうした銀行の設立登記を認めたイギリス側に向けられることは間違いない。漢口イギリス領事館から報告を受けた北京のイギリス公使館は、広東銀行の業務を規制し、イギリス籍会社としての保護を撤回するばかりでなく、香港登記イギリス籍会社の登記資格を有する銀行による中国本土での発券業務を規制できるような法改正を本国政府に提案している⁶²。

どれほど枢密院令を修正し、中国人と非イギリス人による自国の会社登記制度濫用を規制しても、香港華人によるイギリス籍会社登記制度の濫用だけは規制できない。困惑したイギリス側は、発想を転換させて、これだけは正真正銘のイギリス籍会社であると認定した会社に対し、中国人の目にもそうであることが一目瞭然な漢字表記（漢訳字号）の会社名をつけることを義務づけることで、問題の解決を図った。それが次節で述べる一九二五年枢密院令である。

第二節 一九二五年枢密院令の施行

漢訳字号表記した自社名の前後に「英商」「有限公司」といった表記を付けることで、偽装イギリス籍会社ではないことを明記する手段を提案したのは、和明公所であった。彼らが自分たちの提案を法制化するために、一九一一年香港会社法令あるいは一九一五年香港会社法令の修正を上海総領事に迫っていた

のは、一九一九年修正枢密院令が施行される以前からである。彼らの提案は、上海総領事から香港総督に伝えられ、総督からも肯定的な回答が寄越されている⁶³。

しかし実際に和明公所が、自らの構想の実現に向けて行動を起こしたのは、一九二一年十一月の定例年次総会以降のことであった。この時採択された決議文は、大英帝国各地で施行されている会社法は、別名義の使用、同法に基づかぬ名義変更を禁じており、このことから本国もしくは香港、上海登記イギリス籍会社の名義に“British”もしくはこれに準じた表現を付け加えるよりも、社名の跡に登記先の地名を明記させること、やむを得ず“British”もしくはこれに準じた表現を用いる場合には公使の承認と許可を必要とすることを提案していた⁶⁴。

この提案は、イギリス公使館を経由して植民省に伝えられた。その結果、香港政庁は、一九二二年から二三年末にかけて会社法令を修正し、その第二条第二項で、全ての香港登記有限責任会社は、その社名の漢訳名の後に「有限公司」を、さらに中国本土で営業する場合は、漢訳名の前に「英商」という表現を付けることが義務づける提案を行なった⁶⁵。言うまでもなく、この法令改正の本来の目的は、中国人、香港華人が設立した偽装イギリス籍会社の排除にあった。しかし、偽装イギリス籍会社の大半は、社名をローマ字で表現しており、英語表記の会社名から偽装イギリス籍会社を見分けることは出来ない。そこで、逆に本国から中国に渡ってきたイギリス人が設立営業した会社名義の漢訳字号の前後に「英商」「有限公司」という語を付けることで、偽装イギリス会社と区別しようとしたのである⁶⁶。この措置は、「五港開港」以来中国で営業活動を続けてきた老舗のイギリス商社（例「ジャーディン・マセソン商会」）の漢訳字号（「怡和洋行」）の場合は、例外としてそのままの使用が認められることが決定され、当初この法令改正に難色を示していた有力企業の賛成を得ることができた⁶⁷。その結果、実現したのが一九二五年修正会社法令の実施であり、これを上海租界にも適用することを認めた枢密院令の施行である⁶⁸。

この枢密院令は、全在華イギリス企業が発行する広告、通知、公式刊行物、手形、有価証券はもとより会社名で資金、商品を注文する際に使用する郵便物、送り状、領収書、信用状、カタログの類に至るまで必ず社名の漢訳と「英商」「有限公司」を加えることを義務づけていた。そのため、大量の備品の在庫を抱える幾多の有力企業から施行の延期を求める嘆願が貿易省経由で外務省に届

けられたこと、さらに五・三〇事件をきっかけに中国全土で澎湃として起こっていた反英運動の絶好の標的になりかねないという政治的考慮も加わってこの枢密院令の実施は一九二七年まで延期された⁶⁹。

こうして、中国人、香港華人による偽装イギリス籍会社を排除するための一連の法制度改正は完了した。しかし、それは同時にイギリスが「英語を話す中国人」、あるいは在華日米企業との連携を通して中国経済に影響力を及ぼす力を自ら封じ込めることをも意味したのである。この後、イギリスは南京政府の成立に直面して対中国政策を大転換し、両国関係は全く違った時代に入っていくのである。

結びにかえて

本稿で扱った在華イギリス籍会社登記制度の改正過程は、一八八〇年代以来中国社会に絶大な猛威を振るった、イギリス私法体系の衝撃の終息過程である。それは、今までとは違った角度から見た、中国に於けるイギリス帝国主義の終わりを飾るエピソードである。制度史的観点から見たイギリス帝国主義の真髄とは、個人の私有財産と利潤の保護を第一とする一連の私法体系を香港、上海租界に代表する条約港租界に持ち込んだことにあった。これを自己目的に利用し、伝統的商業秩序を崩壊させ、中国社会に深刻な亀裂を引き起こした張本人は、在華イギリス企業と雇傭取引関係を持った「英語を話す中国人」、あるいは香港華人であった。この傾向に拍車を駆けたのは、日清戦争講和条約に伴う在華外国人の工場敷設経営権の認定であった。これによって、「英語を話す中国人」と協力して生産事業を行なう非イギリス人がこぞって香港や上海租界にイギリスが導入した会社登記制度を利用したことが、中国に於けるイギリス帝国主義理解をより複雑にする原因となったのである。

清末から民国初期にかけての華中華南沿海部を中心とする社会的大混乱をもたらしたのは、日清戦争以降の歴代中国中央政府が、香港や上海租界を頂点とする条約港租界でのみ効力を発するイギリス私法体系を無効にする法制度の整備、国家機構再編に失敗したからである。

だが、こうした一連の事態は、あくまでも中国側から見た認識にすぎない。一八八〇年代以来進行して来た事態は、当の在華イギリス当局にとってもまた迷惑千万なことだった。本来彼らが香港や条約港租界に自国の私法制度体系を導入したのは、あくまでも中国で事業活動を営む自国民の財産を保護するだけ

のためであった。それが、これを利用する「英語を話す中国人」や、果ては日本人やアメリカ人まで出現するに及んで、彼ら自身予想もしなかったような形で独り歩きをするようになったのである。これがイギリス外務省領事報告を書き記した、在華イギリス外交官の側より見た「イギリス帝国主義」、「西洋の衝撃」の本質だったのではあるまいか。

こうした「イギリス帝国主義」、「西洋の衝撃」を在華イギリス外交官はもとより本国政府も次第に持て余し、扱いかねるようになっていったのが第一次世界大戦から国民革命期にかけての中英関係の現実だった。そして、中国に於ける帝国主義政策の戦線縮小のためにとった、一連の制度改正は、対中国政策をめぐる日本やアメリカとの協調関係を損ね、さらにそれまで協力関係にあった「英語を話す中国人」との関係をも疎遠にしていく結果となったのである。これほどの威信の低下という高い代償を払ってでも、イギリスは中国に対して自らが望まぬ影響力を行使する事態を避けようとしていたのである。それほどまでに当時のイギリスはかつての力を失い、また当時の中国の革命運動はこうした事態を許さぬ程の政治的影響力を発揮していたのである。

イギリスが、この時期以降南京政府に対して著しく宥和的態度をとるようになった必然性は、本論で見た一連の過程によって実証できたと理解できよう。

¹ 拙著 *Conflict and Cooperation in Sino-British Business, 1860-1911: The Impact of the Pro-British Commercial Network in Shanghai* (Macmillan, 2000) (以下「英文拙著」と略)；同『伝統中国商業秩序の崩壊—不平等条約体制と「英語を話す中国人」—』(名古屋大学出版会、近刊) (以下「拙著」と略)。

² 英文拙著 chapters 5, 6 並びに拙著第三部参照。猶、李玉『晚清公司制度建設研究』(人民出版社、二〇〇二年)は、主として清朝政府側文書を駆使して、中国側より見た株主の有限責任導入過程を分析した注目すべき研究である。併せ参照されたい。

³ 前掲拙著第一四、一五章参照。

⁴ 厳密に言えば、民国初期の北京政府も、清朝政府のそれを受け継いで会社法体系の整備を行っている。しかし、こうした法体系整備を行った当の責任者達が、その法の効力をまるで信じておらず、機会があればイギリス企業と合辦事業を設立して自分たちの資産保護の手段に利用しようとしていたのである。この問題については、別稿を予定している。

⁵ 前掲拙著第一六章参照。

⁶ 草案作成から発布までに三年のずれが生じたのは、第一次世界大戦勃発が原

困である。

⁷ 前掲拙著第一六章参照。

⁸ 本稿に於ける女王が著作権を有する未公刊文書 (Unpublished Crown Copyright Material) からの引用に当っては、イギリス国立公文書館の規定に従って、イギリス政府出版局管理官 (the Controller of Her Majesty's Stationary Office) の許可を得ていることを明記しておく。なお、FO228/3230-3232 と FO671/448 の中には、少なからぬ文書が重複して収録されている。本稿では、重複文書を引用する場合、一般的に保存状態がよく、判読が容易な方を典拠としてある。

⁹ 本稿は、「二〇〇三年度政治経済学・経済史学会秋季学術大会」で発表した自由論題報告を基に作成したものである。

¹⁰ "China (Companies) Order in Council," NCH Jan. 8, 1916.

¹¹ FO228/3230 F. H. May to Walter Langley, M. P. Oct. 15, 1917.

¹² FO228/3230 Enclosure in Tokyo Despatch No. 226 of June 25th 1918: Memorandum by Mr. Crowe: Hong Kong registered companies. この文書は、以下のような三例を極端な事例として紹介している。一、東京駐在フランス大使が娘の結婚持参金の一部用にモロッコにある土地を保有する手段として設立した会社。二、モスクワ駐在オランダ貿易領事が、ロシアでの自らの事業続行目的で登記しようとしていた会社。この一見は、適当な弁護士を推薦してくれという東京駐在オランダ領事からの打診から露見した。三、ニューヨーク在住フランス系ユダヤ人ブルム (Blum) が所有し、共同経営者として横浜在住でフランス出身のアメリカ系ユダヤ人リー (Lee) と、神戸在住イギリス系ユダヤ人ラザレ (Lazares) が日本企業として日本で登記手続きを済ませた Witkowski & Co. この会社の詳しい営業実態は本稿で利用した史料に記されていない。

¹³ FO228/3230 Victor Wellesley to Auckland C. Caddes, July 10, 1920.

¹⁴ 拙著第一五章参照。

¹⁵ FO671/448 Memorandum, Dec. 12, 1916. Ibid. Memorandum: In the matter of the status of J. A. Wattie, Dec. 16, 1916.

¹⁶ FO671/448 Hugh Fraser to the Controller for Trade Department of State No. 174 with Two Enclosures, Dec. 27, 1916.

¹⁷ FO228/3230 W. Langley to John Jordan, No. 119, Nov. 22, 1917. *ibid.* John Jordan to Hugh Fraser No. 15, Jan. 16, 1918. *ibid.* Minute from the Acting Crown Advocate to H. B. M. Consul-General at Shanghai, Jan. 31, 1918.

¹⁸ FO228/3230 Duncan McNeill to A. C. Mossop, Jan. 25, 1918. *Ibid.* A. C. Mossop to E. D. H. Fraser, Jan. 31, 1918.

¹⁹ "Chinese Insurance Companies: A. J. Hughes," NCH Jan. 20, 1917, pp. 137-8.

²⁰ "Chinese Insurance Cos.," NCH Jan. 20, 1917, pp. 110-1

²¹ FO228/3230 H. May to E. H. Fraser, Feb. 16, 1918. *ibid.* Minute from the Acting Crown Advocate to H. B. M. Consul-General at Shanghai, Feb. 25th, 1918.

²² FO228/3230 Attorney General's Chambers: Report on Ordinance No. 32 of 1917, Feb. 13th, 1918. 因に生命保険会社については、上海最高法廷が香港登記イギリス籍会社と登記された生命保険会社に対しても、香港生命保険会社法令 (the Hong Kong Life Insurance Companies Ordinance 1907) で規定された法管轄権を有することが「一九一五年枢密院令」及び香港会社法令 (一九一五) で規定

されていた。

²³ FO228/3230 W. Russell Brown to Everhard Fraser No. 122, Aug. 10, 1918. 実は金星人壽保險有限公司自体も偽装イギリス籍会社であった。同社は北京政府の有力政治家だった唐紹儀が友人と共同で設立した会社である。同社については、前掲拙著第一六章参照。

²⁴ FO228/3230 Enclosure in Shanghai Despatch No. 415 of 23/9/18 to Peking: Minute from the Acting Crown Advocate, Allan G. Mossop to H. M. Acting Consul-General at Shanghai, Sep. 16th, 1918. 李茂之の漢字表記は、FO228/3230 に収録された、金星人壽保險有限公司の章程から特定した。他の香港籍華人の漢字名は特定できていない。

²⁵ FO228/3230 H. Phillips to John N. Jordan No. 415, Sept. 23, 1918. *ibid.* John N. Jordan to FO No. 484, Oct. 29, 1918.

²⁶ "Venus Assurance Co., Re-forming," NCH Nov. 23, 1918. FO228/3230 E. H. Fraser to John N. Jordan No. 467, Oct. 30, 1918, *Ibid.* John N. Jordan to FO No. 499, Nov. 8, 1918. *Ibid.* FO to John N. Jordan Tel. Nos. 16 & 17, Jan. 8, 11, 1919.

²⁷ FO228/3230 E. D. H. Fraser to John N. Jordan No. 58 with one Enclosure, Feb. 6th, 1918. *Ibid.* John N. Jordan to H. Fraser, No. 103 (Draft), Mar. 11, 1918. *Ibid.* Judge's dispatch No. 8, Apr. 1, 1919.

²⁸ FO228/3230 W. Langley to Sr. John Jordan No. 120, Nov. 22, 1917.

²⁹ FO228/3230 Hugh Fraser to Sir John N. Jordan No. 57, Feb. 4, 1918; FO671/448 John N. Jordan to FO No. 112, Mar. 8th, 1918. ここでフレーザーがイギリス人「定住者」の定義にこだわった理由は、海峽植民地のプランテーションを保有経営する上海登記イギリス籍会社がその経営者に、毎年数ヶ月間のプランテーションを実況検分することを約款で義務づけていたことを考慮したからであるという。

³⁰ FO671/448 Legation Circular No. 2: China (Companies) Amendment Order in Council, Jan. 8, 1920.

³¹ 上海紡織会社の来歴については、高村直助『近代日本綿業と中国』（東京大学出版会、一九八二年）七五～八六、一〇一～二頁、"Shanghai Cotton Manufacturing Company: Important Case in Supreme Court," NCH Deb. 28, 1920, pp. 556-8 を参照した。

³² FO671/448 H. P. Wilkinson to Everard Fraser No. 14/20, Feb. 27, 1920. 取締役の氏名はこの文書による。ここに記された Nodaira 及び K. Otani は明らかに日本人であると思われるが、漢字表記は不明。

³³ "Shanghai Cotton Manufacturing Company: Important Case in Supreme Court," NCH Deb. 28, 1920, pp. 556-8.

³⁴ "Shanghai Cotton MFG. Co.: Important Development," NCH Mar. 27, 1920, p. 831; "Shanghai Cotton MFG. Co.: Winding Up Resolved," *ibid.*, Apr. 17, 1920, p. 141.

³⁵ "H. M. Supreme Court: In the matter of the Shanghai Cotton Manufacturing Co., Ltd.," NCH May 15, 1920, pp. 411-2.

³⁶ "Shanghai Cotton Case: Arrangement in Prospect," NCH May 29, 1920, p. 543; "Shanghai Cotton MFG. Co. Case: Settlement Announced," *ibid.* June 5, 1920, p. 613.

³⁷ "Shanghai Cotton MFG. Co.: Winding Up Report," NCH Dec. 18, 1920, pp. 816-7. この記事によれば、ロバートソンが同社の自主解散に最後まで執拗に反対し続けていたと報じられている。彼は、株主総会でも、同社の経営実態、資産状況が公開されるまで同社の資産、事業の凍結を主張していたが、議決によって押し切られたという。

³⁸現存する三井物産文書の中に、上海紡織会社事件に関する文書は全く残っていないという。この点は、早稲田大学商学部の花井俊介教授及び埼玉大学経済学部の鈴木邦夫教授からのご教示による。

³⁹ FO671/448 Horatio Robertson to E. D. H. Fraser, June 15, 1921,

⁴⁰ FO228/3230 J. Harold Dollar to A. D. Burkill, Dec. 23, 1919. Ibid., A. D. Burkill to J. Harold Dollar, Dec. 24, 1919.

⁴¹ FO28/3230 A. W. Fox to Rose, Jan. 13, 1920. *ibid.* John N. Jordan No. 1, Jan. 22, 1920. 前者によれば、当時の代表的なアメリカ人事業組織とは、本文で記した華洋人壽保險公司以外に、中国営業公司 (the China Reality Co., 小規模不動産会社)、寧波路飯店 (the Carlton Café, 有名なダンスホール)、the Shanghai Hotels Ltd. (漢字表記不明)、怡大公司 (Samuel & Co.)、英美煙公司 (British American Tobacco (China) Co. Ltd.) を数えるのみであった。しかし、本文で詳しく述べるように、最後の英美煙公司が両国の対中国経済関係をめぐる重大問題に発展することになる。

⁴² FO228/3230 N. B. Kennett to John N. Jordan, Feb. 11, 1920.

⁴³ FO228/3230 Joseph Hood to L. C. M. S. Amery, Jan. 6th 1920; *ibid.* H. J. Read to CO, Jan. 15, 1920.

⁴⁴ FO228/33230 FO to John N. Jordan Tel. No. 22, Dispatched on Jan. 21, Received on Jan. 29, 1920.

⁴⁵ FO228/3230 W. S. Kennett to E. D. H. Fraser, Mar. 12, 1920.

⁴⁶ FO228/3230 E. D. H. Fraser to M. W. Lampson No. 60, Mar. 17, 1920 with one Enclosure.

⁴⁷ FO228/3230 Enclosure No. 1 in Shanghai Despatch No. 149 or 12th July 1920 to Peking, Apr. 6, 1920. *ibid.*, China (Companies) Amendment Order-in-Council, 1919, British-American Tobacco Co. (China) Limited, date unknown. 因に英美煙公司中国現地法人の経営取締役の氏名と国籍は次の通りである。Sir. H. Cunliffe-Owen, Bart (イギリス人、イギリス本国に居住), Viscount Acheson (イギリス人、香港在住), Thomas. F. Cobbs (アメリカ人、香港在住), William Morris (アメリカ人、香港在住), William B. Kennett (イギリス人、香港在住) 他一名である。残る一名の氏名と国籍は史料に書かれていない。

⁴⁸ FO228/3230; FO to H. M. Minister July 10, 1920. *Ibid.* E. H. Fraser to Clive No. 158, July 17, 1920. *Ibid.*, H. E. Arnhold to Everard Fraser, July 20, 23, 1920; *ibid.* H. Clive to FO Tel. No. 336, Aug. 3, 1920.

⁴⁹ FO228/3230 H. P. Wilkinson to Everard Fraser No. 34/20, Apr. 21, 1920.

⁵⁰ FO228/3230 C. E. Dant to Commercial Counselor, British Embassy, Aug. 24, 1920.

⁵¹ FO228/3230 J. Joyce Broderick to Earl Curzon No. 1102, Aug. 31, 1920. *ibid.* Marry L. Sherwood to J. Broderick, Oct. 8, 1920. *ibid.* B. Alston to Shanghai, No. 242, Dec. 7, 1920; *ibid.* B. Alston to FO No. 85, Dec. 14 1921.

⁵² Sherman Cochran *Encountering Chinese Networks: Western, Japanese, and Chinese Corporations in China, 1880-1937* (University of California Press, 2000) chapters 2 to 5; Chan Kai-yiu [陳計堯] "A Turning Point in China's Comprador System: KMA's Changing Marketing Structure in the Lower Yangzi Region, 1912-25," *Business History*, Vol. 43, No. 2, (Apr. 2001), pp. 51-72; Howard Cox, Huang Biao and Stuart Metcalfe, "Compradors, Firm Architecture and the 'Reinvention' of British Trading Companies: John Swire & Sons' Operations in Early Twentieth-Century China," *Business History*, Vol. 45, No. 2, (Apr. 2003), pp. 21-31.

⁵³ FO228/3230 Extract from *the Financial Post* Oct. 8, 1920, Nov. 20, 1920. *ibid.* Hearings Committee on the Judiciary House of Representatives on H. R. 7204 Serial 13, Jan. 27, 1920, Part 2, Dec. 10, 1920. *ibid.* Corporation of companies to promote trade in China Report, Apr. 22, 1921.

⁵⁴ FO228/3230 Hearings Committee on the Judiciary House of Representatives on H. R. 7204 Serial 13, Part 2, Dec. 10, 1920. この文書に収録された証言を残した、アメリカ人実業家、外交官の氏名と所属会社名、肩書きは次の通り。H. H. Arnold (Vice-president, Andersen, Meyer & Co. Ltd.), C. W. Atkinson (assistant general manager, Standard Oil Co.), T. E. Doremus (general eastern manager, the E. I du Pont de Nemours Export Co. Inc.), Whitney I. Eisler (senior partner, Eisler & Reeves), J. S. Dolan (manager, China & Java Export Co.), Julian Arnold (commercial attaché, American Embassy), Carl L. Seitz (management director of the Shanghai Land Investment Co., the China Import & Export Lumber Co. Ltd.)

⁵⁵ FO228/3230 67th Congress 2nd Session House of Representatives Report No. 922: Promotion of Trade in China, Apr. 24, 1922; FO228/3232 Public No. 484 68th H. R. 7190: An Act To amend the China Trade Act 1922, Mar. 16, 1925.

⁵⁶ 仇華飛『中美經濟關係研究』(人民出版社、二〇〇二年)二〇八～九頁。

⁵⁷ Stephanie Po-yin Chung, *Chinese Business Groups in Hong Kong and Political Change in South China, 1900-25* (Macmillan/St. Antony's series, 1998).

⁵⁸ FO228/3231 Herbert Goffe to Clive No. 141, Dec. 1, 1922. *ibid.* S. Barton to Ronald Macleay No. 127, Aug. 3, 1923.

⁵⁹ FO228/3232 Mr. Acting Consul-General H. Porter to Sir Ronald Macleay No. 131 with 2 Enclosures, Nov. 14, 1925.

⁶⁰ FO228/3231 Herbert Goffe to Clive No. 2, Jan. 3, 1923. *ibid.* British Legation to FO No. 33, Jan. 15, 1923. *ibid.* H.K. Governor to H. M, Minister, Peking, Mar. 8, 1923. *ibid.* Macleay to FO No. 211 (F640/640/10), Mar. 29, 1923.

⁶¹ FO228/3231 S. Barton to Ronald Macleay, No. 111 with 3 Enclosures, July 20, 1923.

⁶² FO228/3231 Ronald Macleay to FO No. 450 (4722/23/26), Aug. 13, 1923. ただし、これに対して本国政府からの回答は、このファイルに含まれていない。

⁶³ FO228/3231 Enclosures Nos. 1 to 5 in Mr. Barton's Despatch Nos. 4 of 7th January, 1924.

⁶⁴ FO228/3230 Enclosure No. 2 in Mr. Acting Consul-General Garstin's Despatch No. 76 of 31st March 1922 to Peking, Mar. 30, 1922.

⁶⁵ FO228/3230 Beilby Alston to Garstin No. 62, Apr. 17, 1922. FO228/3231(13547/23/43) From FO (Lord Curzon) to R. Macleay Tel. No. 202, Dec. 6, 1923. *ibid.* The Hong Kong Government Gazette, No. 33 of 1923, Dec. 21, 1923.

⁶⁶ FO228/3231(F377/24/55) S. Barton to R. Macleay No. 4, Jan. 7, 1924.

⁶⁷ FO228/3231(5382/24) J. T. Pratt to Ronald Macleay No. 141, Oct. 28, 1924.

⁶⁸ FO228/3231 A Bill intituled an Ordinance to amend the Companies Ordinance, 1911 (C.S.O. 2584/23), Dec. 23, 1924. Ibid. (1567/25/125) J. T. Pratt to Ronald Macleay No. 32 (1002/25), Feb. 17, 1925. Ibid. (6573/25/148) S. Barton to Ronald Macleay No. 121, July 13, 1925.

⁶⁹ FO228/3232 A. Barton to R. Macleay No. 4 (124/26), Jan. 11, 1926. Ibid. FO to R. Macleay Tel. Nos. 39, 78, Feb. 1, 26, 1926. Ibid. R. Macleay to S. Barton Tel. No. 13, Feb. 6, 1926.